

新時代の大学院教育の展開に向けて

- 国際的に魅力ある大学院教育の構築 -

中間報告(案)

平成17年 月 日

中央教育審議会

目 次

はじめに

序 章 大学院を巡る社会状況とこれまでの大学院改革の進捗状況

- 1 大学院を取り巻く社会状況の展望
- 2 これまでの大学院改革の進捗状況
- 3 大学院教育が当面している課題

第 1 章 国際的に魅力ある大学院教育に向けて

第 1 節 基本的な考え方について

- 1 大学院教育の実質化 - 教育の課程の組織的展開の強化 -
- 2 国際的な通用性、信頼性の向上 - 大学院教育の質の確保 -

第 2 節 基本的な考え方を支える諸条件について

- 1 大学院に求められる今日的な人材養成機能の発揮
- 2 時代の要請に応じた各課程の目的・役割の焦点化
- 3 課程制大学院の制度的定着の促進
 - (1) 課程制大学院制度の趣旨に沿った博士学位授与の確立
 - (2) 大学院の人材養成目的に即した教育体制の整備
- 4 知識基盤社会に相応しい大学院教育の規模の確保

第 2 章 新時代の大学院教育の展開方策

- 1 大学院教育の実質化（教育の課程の組織的展開の強化）のための方策
 - (1) 課程制大学院制度の趣旨に沿った教育の課程と研究指導の確立
コースワークの充実・強化

教員の教育・研究指導能力の向上のための方策

(2) 産業界等多様な社会部門と連携した人材養成機能の強化

(3) 学修・研究環境の改善及び流動性の拡大

学生に対する経済的支援及び流動性の拡大のための方策

若手教員の研究環境の改善及び流動性の拡大のための方策

2 国際的な通用性、信頼性の向上（大学院教育の質の確保）のための方策

(1) 大学院評価の確立による質の確保

(2) 国際社会における貢献と競争

大学院の教育研究を通じた国際貢献・協調

国際競争力のある卓越した教育研究拠点の形成支援

第3章 大学院教育の改革を推進するための計画と社会の役割

1 大学院教育の改革に向けて早急に取り組むべき施策

2 大学院教育の改革を推進するための社会の役割

別紙 大学院教育振興プラットフォーム（仮称）のイメージ（案）

用語に関する参考資料

別添 学問分野別ワーキング・グループ報告書

- ・ 人社系WG報告書
- ・ 理工農系WG報告書
- ・ 医療系WG報告書

附属資料

本文中の点線で囲んだ部分については、分野別ワーキング・グループの報告書の内容を記述したものである。

はじめに

大学院に関しては、昭和62年に設置された旧大学審議会が「大学等における教育研究の高度化、個性化及び活性化等のための具体的方策について」の調査審議を行う中で、大学院制度の弾力化、学位制度の見直し、大学院の評価、大学院の量的整備等、大学院の抱える様々な課題について幅広く検討を行い、累次の答申等を行ってきた。それらを受け、これまで、我が国の大学院の質的・量的整備が図られてきたところである。

また、本審議会においては、平成13年4月の文部科学大臣の「今後の高等教育改革の推進方策について」の諮問を受けて、平成14年8月に「大学院における高度専門職業人養成について」及び「法科大学院の設置基準等について」答申を行い、これを踏まえ、平成15年4月から専門職大学院（専門職学位課程）制度が創設されている。さらに、本審議会は、「我が国の高等教育の将来像」を答申し、大学院も含めた今後の高等教育の方向性や在るべき姿の全体像について示した。一方、科学技術・学術審議会においては、「第3期科学技術基本計画」の策定に向け、平成17年4月に中間取りまとめを行い、科学技術創造立国の実現のためには、優れた科学技術人材を養成・確保することが不可欠であり、大学院教育の改革が重要課題の一つとされたところである。

本審議会の答申等を踏まえたこれまでの取組により、基本的には「知識基盤社会」への移行のための大学院の基盤強化は一定の成果があがっているが、従来から大きな課題であると指摘されている修士・博士課程における教育の課程の組織的展開の強化（大学院教育の実質化）については、未だその解決には距離がある状況である。

グローバル化の一層の進展の中で、人材・技術等の知的資産を巡る国際競争が激化している現状を踏まえると、世界のあらゆる分野で活躍し得る高い能力を持った人材を養成することが急務である。このため、本審議会は、高度な人材養成機能を持つ大学院がその役割、機能を積極的に果たし、教育の実質化に本格的に取り組むことが必要と考え、この点に焦点を当てつつ、平成15年12月から大学分科会大学院部会において鋭意審議検討を重ねてきた。

これまでの審議の過程において、産業界等の有識者からのヒアリングなどを経て、平成16年8月に「大学院部会における審議経過の概要」を取りまとめて公表したが、その後、さらに学問分野別のワーキング・グループを設置するなどして審議検討を継続し、ここに中間報告を取りまとめたところである。

なお、高度専門職業人の養成については、従来から社会の要請に適切に応えて様々な大学院教育の改革が重ねられるとともに、先に述べたとおり、最近では、高度専門職業人養成に特化し、理論と実務を架橋した実践的な教育を行う専門職大学院が創設されたが、その一方で、専門職大学院の急速な広がりに伴って課題も生じて

いる。このことは、専門職大学院の果たすべき役割とそれ以外の大学院の果たす役割、さらには学部段階の教育との関係も含めた大学全体に及ぶ課題を投げかけている。このため、専門職大学院（専門職学位課程）の実績を見つつ、修士課程及び博士課程との関係等を踏まえて、その在り方については、今後、検討すべき課題であると考え。その際、大学、大学院、学部といった法令上の用語の使われ方を再整理する必要があるのではないかといった課題もあることを指摘しておきたい。

大学院教育の改革の実現は、今後の我が国全体の在り方を左右する最も重要な課題の一つと言っても過言ではなく、本中間報告の趣旨・内容について、国、大学、産業界等の関係者はもとより、広く国民の間で積極的な議論が行われることを期待したい。

序章 大学院を巡る社会状況とこれまでの大学院改革の進捗状況

1 大学院を取り巻く社会状況の展望

「大学改革」は、未だ道半ばである。

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われる。これからの「知識基盤社会」においては、高等教育は、個人の人格の形成の上でも、社会・経済・文化の発展・振興や国際競争力の確保等の国家戦略の上でも、極めて重要な役割を果たし、国際競争が激化する中であって、国の高等教育システムないし高等教育政策そのものの総合力が問われることとなる。

また、真の科学技術創造立国の実現に向けて、我が国が国際競争力を維持・向上させていくためには、人々の知的活動・創造力が最大の資源である我が国にとって、科学技術や学術活動の基盤となる人材を如何に養成し、確保していくかが重要な課題となっている。

一方、諸外国の大学院に目を転ずると、国境を越えた教育の提供や「知識基盤社会」化を念頭に置いた教育改革が進行中であり、こうした面からも、我が国の大学院教育の国際的通用性が本格的に問われようとしている。

このような内外の状況を踏まえて、我が国の大学院が国際的にも信頼される「魅力ある教育」を展開していけるか否かが、国家社会の行く末を左右する重要な課題ととらえ、その観点から大学院の人材養成機能の強化に取り組んでいくことが急務である。

政策展開に当たっては、平成17年1月の本審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の方向性ととともに、現在、関係審議会等において「第3期科学技術基本計画」の策定に向けた検討が行われる中で、優れた科学技術人材の養成・確保等が重要な議題の一つとなっている視点を踏まえることが重要である。

2 これまでの大学院改革の進捗状況

大学院における教育研究機能については、これまで、旧大学審議会や本審議会の累次の答申等を踏まえ、大学院大学、通信制大学院等の新しいタイプの大学院の設置や、入学資格、修業年限等の制度の弾力化のほか、教育研究機能の強化を図るための様々な支援策が講じられてきた結果、質的・量的充実が図られ、基本的には「知識基盤社会」への移行のための基盤強化に一定の成果をあげてきたとすることができる。

しかしながら、各大学院の目的と教育体制の関係が不明確な傾向があり、これと

も関連して、人材養成の目的に沿った教育の組織的展開が弱く、急速な量的拡大に伴う諸課題に対応しきれていない、などの指摘が依然としてなされている。

また、専門職大学院制度の発足等に代表される近年の諸改革の中で、大学院教育とそれ以外の教育との関係についても改めて整理が望まれる等、新たな課題も存在する。

これらを総じて見ると、未だ、大学院は国際的にも信頼される「魅力ある教育」を展開し、本来期待される人材養成上の役割を十分に果たしているとは言い難い。

《近年の主な大学院改革の進捗状況》

大学院大学、通信制大学院等の新しいタイプの大学院の増加

(昭和63年 平成16年)

・ 大学院大学	1大学	12大学
・ 通信制大学院	0	17大学23研究科
・ 夜間大学院	2大学2研究科	22大学28研究科

入学資格や修業年限の弾力化

- ・ 学部3年次修了から大学院への入学資格を認める(平成元年)
- ・ 優秀な学生は最短1年で修士の学位を取得可能(平成元年)
- ・ 個人の能力の個別審査による入学資格の付与(平成11年)
- ・ 長期在学コースの導入(平成11年)

など

教育研究機能の強化

- ・ 自己点検・評価システムの導入(平成3年)
- ・ 一定規模以上の学生を擁する大学院には大学院専任の教員等を備える(平成11年)
- ・ 研究科以外の教育研究上の基本組織の制度化(平成11年)

(例)九州大学 教育部、研究部(平成12年)

など

専門職大学院制度の創設

- ・ 法曹、MBA、MOTなど特定分野の高度専門職業人養成に特化した大学院として専門職大学院制度を導入(平成15年)

0 (昭和63年) 93大学122専攻(平成17年)

産業界等との連携

- ・ 民間の研究所等が参画して大学院教育を展開する連携大学院の実施(平成元年)

0 (昭和63年) 105大学206研究科(平成16年)

など

大学院学生数

87,476人(昭和63年)

244,024人(平成16年)

3 大学院教育が当面している課題

このような大学院を取り巻く社会状況やこれまでの大学院改革の進捗状況を踏まえ、今後の大学院教育の充実方策を推進していく必要がある。特に課程制大学院の制度的充実に力点を置いて支援施策の展開を図る必要があり、教育の内容・方法、社会ニーズと大学院教育とのマッチング、教育研究体制・環境等の様々な課題の解消が急務である。

解消すべき具体的な課題としては、

- ・各課程における人材養成の目的、教育目標の明確化、これらに沿った体系的なカリキュラムの編成と適切な教育・研究指導の実践
- ・各産業、各職業分野等社会のニーズを踏まえ、修了者（特に、博士課程）が高度な産業社会で評価される教育の実施
- ・学修プロセスの管理・指導技術等教員の研究指導能力の涵養
- ・量的拡大の進行に対応する教育・研究指導の体制・環境の整備
- ・多様な経験の蓄積に資する学生、教員の流動性の拡大
- ・優秀な学生の進学のための修学支援の充実
- ・大学院の評価システムの確立と資源配分への反映
- ・学部への過大な依存からの脱却を含めた施設・設備の全学的なマネジメントの充実

などが挙げられる。

これらの課題は、今後、大学院が果たすべき役割を考えるといずれも重要なものであり、大学は、これらの課題を真摯に受け止め、その解決に向けて一層の努力をしなければならない。また、国や産業界は、大学の改革に向けた努力を踏まえ、適切な支援していくことが必要である。

第1章 国際的に魅力ある大学院教育に向けて

第1節 基本的な考え方について

今後の大学院は、大学院教育の実質化、国際的な通用性、信頼性の向上を通じ、世界規模での競争力の強化を図ることを重要な視点として、教育研究機能の強化を推進していくことが肝要である。

具体的には、

各大学院の課程の目的を明確化した上で、これに沿って、学位授与へと導く体系的な教育プログラムを編成・実践し、そのプロセスの管理及び透明化を徹底する方向で、大学院教育の実質化（教育の課程の組織的展開の強化）を図る。その際、特に博士課程にあっては、高度な学術研究に豊富に接する中で魅力ある教育を実践し得るように教育機能の充実を図る。

大学院評価の確立、国際的な質保証活動への参加、世界的な教育研究拠点の形成支援等を通じ、質の高い大学院教育を提供し、国際的な通用性、信頼性の向上を図る。

1 大学院教育の実質化 - 教育の課程の組織的展開の強化 -

現在、大学院の最も大きな課題は、如何にして大学院における教育機能を重視し、その実質化を図っていくかということである。

この課題に応えるためには、各大学院において教育の課程（修士課程・博士課程・専門職学位課程）を編成する基本となる組織である専攻単位で、特に人材養成機能の面において、自らの課程の目的について焦点を明確にすることが重要である。

このことを前提として、当該課程を担当する教員等により体系的な教育プログラムを編成し、学位授与へと導くプロセスの管理及び透明化を徹底していくことを基本的な考え方として今後の大学院教育の改革を進めることが必要である。

その際、特に博士課程にあっては、研究者として自立して研究活動を行い得るよう高度の研究能力を身に付けさせる観点から、高度な学術研究に豊富に接する中で魅力ある教育を実践し得るように教育機能の充実に努める必要がある。

2 国際的な通用性、信頼性の向上 - 大学院教育の質の確保 -

本来、大学院における教育研究は、国内に閉ざされているものではなく、広く世界に目を向けたものでなくてはならない。

今後、経済・社会・文化のグローバル化の急速な進展に伴い、学生や教員等の国際的な流動性が一層高まっていくことが予想されるとともに、我が国の大学院において養成される人材が様々な場面で国際的に活躍することが期待されている。

また、海外分校・拠点の設置、外国の教育研究機関との連携、e-Learning（情報通信技術を利用した履修形態）等を通じた国境を越えた教育の提供や研究の展開など、国際的な大学院間の競争と協調・協力が一層進展している。

さらに、海外の高等教育機関と我が国の機関が連携して、我が国における海外学位の授与や海外における我が国の学位の授与などが複数計画されている。また、国際機関等において、国境を越えて提供される高等教育の質保証について、様々な検討や試みが行われている。

このような状況を踏まえ、今後、我が国の大学院が世界に開かれた大学院としてその役割を十分に果たしていくためには、各大学院の積極的な自己改善努力はもとより、大学院評価の早期確立や国際的な高等教育の質保証に関する活動への積極的な参加、さらには、我が国の大学院を世界的な教育研究拠点へと形成していくことを通じ、質の高い大学院教育を提供し、大学院教育の国際的な通用性、信頼性の向上を図っていくことが重要である。

第2節 基本的な考え方を支える諸条件について

1 大学院に求められる今日的な人材養成機能の発揮

大学院は、法制上、研究者養成と高度専門職業人養成の2つの機能を中心にその役割を担っているが、今後の知識基盤社会において、大学院が担うべき人材養成機能を次の4つに整理し、人材養成機能ごとに必要とされる教育を実施することが必要である。

創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成

高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成

確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成

知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成

大学院は、法制上、研究者養成と高度専門職業人養成の2つの養成機能を中心にその役割を担っているが、今後の知識基盤社会における人材養成の重要性や現在の大学院教育との関係を踏まえると、今後の大学院が担うべき人材養成機能は、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成、高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成、確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成、知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成の4つに整理することができる。

また、今後の高等教育においては、学部段階（学士課程）の教育から一貫して課題探求能力の育成を重視した教育が重要である。さらに、大学院教育においては、どのような人材養成であれ、専攻分野に関する高度の専門的知識の修得に加え、国際的な場で活躍できる語学力はもとより、学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修するコースワーク等により、関連する分野の基礎的素養の涵養を図り、学際的な分野への対応能力を含めた専門的知識を活用・応用する能力（専門応用能力）を培う教育が重要となる。

今後の大学院に求められる人材養成機能ごとに必要と考えられる教育を以下に示す。なお、これらの教育が具体的にどのように体系的に提供されるかについては、高度化・複雑化した社会において求められる人材の多様性を背景に、各大学院における教育理念、各課程の目的等によって異なることに留意する必要がある。

<研究者等の養成に必要な教育>

高度な学術研究を基盤とした教育を展開するとともに、狭い範囲の研究領域のみならず、幅広く高度な知識・能力が身に付く体系的な教育課程が求められる。

例えば、

- ・学生に性急に特筆すべき顕著な研究業績を求めるのではなく、国際的にも高い水準の研究活動に豊富に接する中で、自立して研究活動を行うに足る研究能力を修

得させることを目標に、その基礎となる豊かな知的学識を培う教育

- ・ 海外、企業での研究経験など、多様な研究活動の場を通じて研鑽を積む教育
- ・ 学生同士が切磋琢磨する環境の中で、自ら研究課題を設定し研究活動を実施させるなどの学生の創造力、自立力などを磨く教育
- ・ 高度な研究開発プロジェクトの企画・管理等のマネジメントを行える人材を養成するために、学生に一定の責任と権限を与え、プロジェクトのマネジメント能力を高める教育

などが重要となる。

< 高度専門職業人の養成に必要な教育 >

理論的知識や能力を基礎として、実務にそれらを応用する能力を体系的に身に付けさせる教育課程が求められる。

例えば、

- ・ 「理論と実務の架橋」を目指すため、産業・経済社会等の各分野で世界の最前線に立つ実務家教員の積極的登用などにより、国際的に活躍できる水準の高度で実践的な教育
- ・ 長期間の単位認定を前提としたインターンシップにより、学問と実践を組み合わせさせた教育
- ・ 特定の職業的専門領域における職業的倫理を涵養する教育
- ・ 高度な専門職業人として求められる表現能力、交渉能力を磨く教育

などが重要となる。

< 大学教員の養成に必要な教育 >

研究者等の養成の場合と同様の要素に加え、これまで脆弱であった学生に対する教育方法の在り方を学ぶ教育を提供することが特に重要となる。

< 知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成に必要な教育 >

多様に発展する社会の様々な分野で活躍する高度で知的な素養のある人材層を確保する観点から、高度な知識、能力を養える体系的な教育課程が求められる。

例えば、

- ・ グローバル化や科学技術の進展など社会の激しい変化に対応し得る統合された知の基盤を与える教育を基本とし、課題に対する柔軟な思考能力と深い洞察に基づく主体的な行動力を兼ね備えるための高度な素養を涵養する教育
- ・ 学生の知的好奇心などに応えた多様かつ豊富な教育プログラムにより幅広い視点を培う教育、又は、論文作成を基本とした教育のほかに、養成すべき人材を念頭に関連する分野の知識・能力を修得する教育など、学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修するコースワークを重視した教育

などが重要となる。

2 時代の要請に応じた各課程の目的・役割の焦点化

我が国の大学院は、一定の教育目標、修業年限及び教育の課程を有し、学生に対する体系的な教育を提供する場としての位置付けをもち、そのような教育の課程を修了した者に特定の学位を与えることを基本とする課程制大学院制度を採っている。国際的な通用性、信頼性を維持していくためには、この「学位を与える課程」ととらえる制度の考え方に沿って、次の各課程の目的に応じて、各分野の特性を踏まえた教育内容・方法の充実を図っていくことが重要である。

その際、社会・経済・文化の発展や科学技術の進展等、時代の動向や要請に的確に応えるとともに、人文・社会科学、自然科学の各分野のバランスのとれた発展を目指すことが重要である。

【博士課程】研究者として自立して研究活動を行うに足る、又は高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍し得る高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を養う。

【修士課程】幅広く深い学識の涵養を図り、研究能力又はこれに加えて高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培う。

【専門職学位課程】幅広い分野の学士課程の修了者、社会人等を対象に、特定の高度専門職業人の養成に特化して、当該分野の人材養成に必要とされる高度で専門的な知識・能力を高い学問的水準において培う。

我が国の大学院は、一定の教育目標、修業年限及び教育課程を有し、学生に対する体系的な教育を提供する場（教育の課程）として位置付け、そのような教育の課程を修了した者に特定の学位を与えることを基本とする課程制大学院制度を採っている。

これまで、様々な制度改革等を通じて大学院教育の充実を図る試みが行われ、一定の成果をあげているところである。しかしながら、未だ課程制大学院制度の考え方が徹底されているとは言えず、この制度の趣旨に沿った教育の実践は、十分な状況にはない。

国際的な通用性、信頼性のある大学院教育の展開を図っていくためには、この課程制、すなわち「学位を与える課程」ととらえる制度の考え方に沿って、次の各課程の目的に応じ、各分野の特性を踏まえた教育内容・方法の充実を図っていくことが重要である。

また、欧米と比較すると、我が国の大学院の人文・社会科学系分野の割合が低いが、新しい知識や情報が社会の在り方にも影響を及ぼす知識基盤社会においては、自然科学系分野と人文・社会科学系分野がバランスの取れた発展を目指すことが重要である。

なお、各大学院が直面している課題、学問分野の特性、専攻の規模等によっては、

当面、同一専攻の中に研究者養成に関する教育プログラムや高度専門職業人養成に関する教育プログラムなど学生の履修上の区分を明確にした上で複数の教育プログラムを併存させることが適当な場合もある。

< 博士課程 >

博士課程は、国際的にも高い水準の研究環境の中で、研究者として自立して研究活動を行うに足る、又は高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍し得る高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を養う課程である。

具体的には、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等や確かな教育能力と幅広い学術的知見を兼ね備えた大学教員の養成を行う課程として明確な役割を担うことが求められる。

また、今後の知識基盤社会にあっては、このような高度な研究能力と豊かな学識に十分裏打ちされた新たな知見や価値を創出できる博士課程修了者が、社会の多様な場で中核的人材として活躍することが求められている。

このため、博士課程修了者のキャリアパスとして、従来、主として想定されていた産学官の研究・教育機関のみならず、例えば、企業経営、ジャーナリズム、行政機関、国際機関といった社会の多様な場での活躍をも想定していくことが適当である。

なお、博士課程（前期）は、現在、制度的に、修士課程として取り扱うものとされている。博士課程（前期）を終えた段階で就職する学生が相当数いる現状を踏まえた上で、各大学においては、後期も含めた博士課程全体の教育課程や人材養成の目標等を踏まえ、博士課程（前期）としての役割・目的等を明確化することが必要である。

人社系大学院の博士課程

人社系大学院の博士課程においては、従来、教員養成分野を除いて、その前期・後期を通じ研究者を養成することを基本に大学院教育を行ってきたが、最近では、様々な事情から大学院に多様な学生が進学し、特に博士課程(前期)について、学生が求める教育機能が多様化しつつある。

このため、区分制博士課程では、当面、同一専攻の中で、博士課程の前期・後期を通じた研究者養成プログラムと、博士課程(前期)を終えた段階で就職する学生のための高度専門職業人養成プログラムを併せ持つなどの工夫が必要である。

研究者養成プログラムでは、将来、それぞれの専門領域において研究者として自立できるだけの幅広い専門的知識と研究手法や研究遂行能力、更には専門分野を超える幅広い視野を修得させる必要がある。また、その場合、5年一貫制博士課程のみならず、区分制博士課程においても、その前期・後期を通じて一貫した体系的な教育課程を編成することが求められる。

理工農系大学院の博士課程

理工農系大学院は、従来、研究者として自立するために必要な研究能力を備え、理学、工学、農学における特定の専門分野についての深い研究を行い得る研究者の養成を行い、また、学術研究を遂行することを主たる目的としてきた。

しかし、今日、理工農系の大学院には、これら研究者の養成のみならず、産業界等における高度な技術者や高度な政策立案を担い得る行政職員など、社会の各般において、高度な研究能力と豊かな学識に裏打ちされた知的な人材の育成についても大きな役割を果たすことが求められており、その機能は多様化している。

このような状況を踏まえ、理工農系大学院は、研究者養成を主たる目的とするのか、高度な研究能力を持って社会に貢献できる人材養成を主たる目的とするのか、およそ専攻単位程度で目的と教育内容を明確にすることが必要である。

その際、当該専攻の規模によっては、同一の専攻の中に、前期・後期を通じた研究者養成のための教育プログラムと、高度な研究能力を持って社会に貢献できる人材養成のための教育プログラムを併存させるなどの工夫が必要である。

また、研究者の活動領域は、大学等における学術研究の場面だけではなく、産業界等における研究開発等の場面にも大きく広がってきており、研究者養成を主たる目的とする場合であっても、当該分野の特性に応じて、専門分野の深い研究能力のみならず、関連領域を含めた幅広い知識や社会の変化に対応できる素養を身に付けさせることが重要である。

他方、高度な技術者等の養成を主たる目的とする場合には、授業科目の履修と論文作成指導による自然科学の基礎知識の教授とともに、知識を実際に活用していく訓練を通じて、科学的知識とそれを展開していく能力を身に付けさせることが必要である。

医療系大学院の博士課程

医療系大学院は、従来、研究者として自立するために必要な研究能力を培い、医学・医療における特定の専門分野について深い研究を行い得る研究者の養成を行い、また、学術研究を遂行することを主たる目的としていた。しかし、現在における医療系大学院は、これら研究者のみならず、医師・歯科医師など高度の専門性を必要とされる業務に必要な能力と研究マインドを涵養することも求められるようになってきており、医療系大学院が果たすべき機能は多様化している。

このような状況を踏まえ、今後における医療系大学院の在り方としては、およそ専攻単位程度で、研究者養成を主たる目的としているのか、優れた研究能力等を備えた医療系人材の養成を主たる目的としているのか、その目的と教育内容を明確にすることが必要である。

特に、医学・歯学系大学院にあっては、専攻や分野の別を超えて、研究者養成と、優れた研究能力等を備えた臨床医、臨床歯科医等の養成のそれぞれの目的に応じて、研究科として二つの教育課程を設けて、大学院学生に選択履修させることが適当である。

この場合、研究者養成を主たる目的とする場合の教育内容としては、研究者として将来自立できるだけの幅広い専門的知識と、研究手法や研究遂行能力を修得させることが適当である。

また、優れた研究能力等を備えた臨床医、臨床歯科医等の養成を主たる目的とする場合の教育内容としては、臨床医、臨床歯科医など高度の専門性を必要とされる業務に必要な技能・態

度等を修得させるほか、当該専門分野で、主として患者を対象とする臨床研究の遂行能力を修得させることが必要である。

< 修士課程 >

修士課程は、幅広く深い学識の涵養を図り、研究能力又はこれに加えて高度の専門的な職業を担うための卓越した能力を培う課程である。

具体的には、高度専門職業人の養成、知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成を行う課程、あるいは、研究者等の養成の一段階として、高度な学習需要への対応等社会のニーズに的確に対応することが求められる。

これを踏まえ、修士課程を置く大学院においては、それぞれの修士課程の基本的な方向性・焦点を明らかにし、それに即して、学士課程で培われた教養教育と、これに十分裏打ちされた専門的素養を基に、その専門性を一層向上させていく課程として、その教育内容・方法の充実を図っていくことが求められる。

また、修士課程は、多様な社会の要請に応えて教育課程の編成を進めることが必要であり、例えば、社会人の再教育のニーズに対応する短期在学（1年制）コース、長期在学コースの設置等の制度の弾力的な取扱いを有効に活用することなどが考えられる。

人社系大学院の修士課程

知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材層の養成に当たっては、主として人社系大学院の修士課程が中核的な役割を果たすことが期待される。その際、生涯学習の機会を広く国民に提供する観点から、特に社会人等の受入れを念頭に置いた専攻を設置することなども必要である。

さらに、近年、特に東アジア地域において、急速な経済成長等を背景に環境破壊、ゴミ処理、食品安全等が深刻な社会問題となっており、人社系大学院の修士課程においては、こうした国々の行政官等を留学生として受け入れ、再教育する役割が求められている。同様に、国内の公共部門における人材養成への取組も期待されている。

理工農系大学院の修士課程

1990年代以降、技術者等への就職が学部修了段階から修士課程修了段階に移行してきており、修士課程における高度専門職業人養成の役割が今後一層拡大していくと考えられる。

また、今日、人々の日常生活のあらゆる場面で科学技術と深いつながりを持ち、科学技術社会を幅広く支える多様な人材の養成が求められており、修士課程は、そうした人材養成の役割を果たすことも必要である。

全ての大学において高い研究水準を有する博士課程を設置することは実際には困難であり、各大学の判断によって、大学院の目的と機能を修士課程における高度専門職業人養成に特化し、必要に応じて、学士課程と修士課程を通じた一貫的な教育活動を展開することも有効である。

< 専門職学位課程 >

専門職学位課程は、幅広い分野の学士課程の修了者、社会人等を対象に、特定の高度専門職業人の養成に特化して、当該分野の人材養成に必要とされる高度で専門的な知識・能力を高い学問的水準において培う課程として明確な役割を担うことが求められる。

このため、各分野における専門職学位課程の設置に当たっては、当該課程の基礎となる教育内容・方法等について、大学関係者と関係する業界や職能団体等が、積極的に互いに連携しつつ取り組むことにより、理論と実務を架橋した「プロセス」としての教育を確立していくことが極めて重要である。

このような取組などを通じて、例えば法科大学院のような、特定の職業分野を担う人材の養成を行う専門職学位課程として、その基礎となる共通の課程の在り方（標準修業年限・修了要件、教員組織、教育内容・方法等）の社会的定着を図るとともに、制度的にも確立していくことが望まれる。

また、このような当該分野に関する共通の課程の在り方が社会的、制度的に確立されることを前提として、当該分野に関する専門職学位課程を修了した者に授与される学位についても、例えば、法科大学院を修了した者に授与される法務博士（専門職）のように、専門職学位として新たな学位の名称が必要か否かを検討することも考えられる。

専門職学位課程は、我が国の国際競争力を高めるためのプロフェッショナル集団を強固に形成する上で重要な役割を果たすことが期待されており、このことが求められる人材養成の分野においては、今後ともその発展が期待される。

また、専門職学位課程の評価については、社会における専門職（プロフェッション）の発展をにらみつつ、大学に関し深い見識を持つ関係者が、関係する業界、職能団体等を含めた社会の意見を十分に取り入れる形で大学の専門的評価を組織的に発展させていくことが必要である。

人社系大学院の専門職学位課程

専門職学位課程は、社会の各分野において国際的に通用する高度専門職業人の養成に特化した課程であるが、とりわけ社会科学分野を中心に、今後、その大幅な拡充が期待される。

その際、設置の構想段階から、大学と関係の業界や職能団体とが十分に連携しつつ、社会の要請を十分に見極めるとともに、同時に、大学院における専門職学位課程として相応しい教育水準が維持されることが重要である。

理工農系大学院の専門職学位課程

これまで修士課程及び博士課程（前期）において、高度専門職業人を養成してきた実績を踏まえつつ、各大学院が人材養成目的に沿って対応していく必要がある。

医療系大学院の専門職学位課程

医療疫学、医療経済、予防医療、国際保健、病院管理等の幅広い分野を含む公衆衛生分野の大学院については、高齢化等の進展に対応して、また、医学、歯学、薬学等のヒトを対象とした臨床研究・疫学研究の推進を図るためにも、公衆衛生分野における高度専門職業人の育成が課題となっている。このため、欧米の状況も踏まえ、2年制の専門職大学院として、大学院の整備を進めていくことが必要である。

なお、米国等におけるメディカル・スクール、デンタル・スクール制度を、我が国に導入することについては、現在進められている医学・歯学の学部教育改革の状況や、卒後初期臨床研修制度及び後期専門研修制度との関連、さらにこの制度の導入による基礎医学・歯学研究への影響などを十分踏まえる必要があるほか、大学学部教育全体への影響など、多角的な検討を必要をすることから、今後、中長期的な課題として関係者による十分な議論が必要である。

3 課程制大学院の制度的定着の促進

(1) 課程制大学院制度の趣旨に沿った博士学位授与の確立

課程制大学院制度の趣旨の徹底を図るとともに、学位の質を確保しつつ、学生が標準修業年限内に学位を取得しやすくなるよう、円滑な学位授与を促進する。

【具体的取組】

各大学院における円滑な学位授与を促進するための改善策等の実施（学位授与に関する教員の意識改革の促進、学生を学位授与へと導く教育のプロセスを明確化する仕組みの整備とそれを踏まえた適切な教育・研究指導の実践など）

各大学院における学位の水準の確保等に関する取組の実施（学位論文等の積極的な公表、論文審査方法の改善など）

国による各大学院の学位授与に関する取組の把握・公表の実施

なお、現行のいわゆる「論文博士」については、企業、公的研究機関の研究所等での研究成果を基に博士の学位を取得したいと希望する者も未だ多いことなども踏まえつつ、学位に関する国際的な考え方や課程制大学院制度の趣旨などを念頭にその在り方を検討し、それら学位の取得を希望する者が大学の研究指導を通じて学位を取得しやすくなるような仕組みを検討していくことが適当である。

学位は、学術の中心として自律的に高度の教育研究を行う大学が、大学における教育の課程を修了し当該課程の目的とする能力（博士課程については、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力等）を身に付けた者に対して授与するもの、という原則が国際的にも定着している。

学位に関する検討を行うに当たっては、学位が国際通用性のある大学教育修了の能力証明として発展してきた経緯を踏まえ、課程を修了したことを表す適切な名称の在り方、他の学位との相互関係等を慎重に審議していくことが必要である。

< 学位授与の現状とその改善の方向 >

学位授与の円滑化については、これまで、学位制度の見直しや関係者自身の意識改革とその自主的努力により、徐々に改善傾向が見られるが、特に人文社会科学系については、未だ不十分である。また、近年では留学生の博士学位授与率が専攻分野によっては低下傾向にある。

このような状況を踏まえ、課程制大学院の本来の目的、役割である、厳格な成績評価と適切な研究指導により標準修業年限内に円滑に学位を授与することのできる体制を整備することが必要である。

現在、課程の修了に必要な単位は取得したが、標準修業年限内に博士論文を提出せずに退学したことを、「満期退学」又は「単位取得後退学」などと呼称し、制度的

な裏付けがあるかのような評価をしている例があるが、これは、課程制大学院制度の本来の趣旨にかんがみると適切ではない。

また、一部の大学においては、博士課程退学後、一定期間以内に博士の学位を取得した者について、実質的には博士課程における研究成果として評価すべき部分が少なくないとして「課程博士」として取り扱っている例も見受けられる。

このような取扱いについては、各大学の判断により、何らかの形で博士課程への在籍関係を保ったまま論文指導を継続して受けられるよう工夫するなど、当該学生に対する研究指導体制を明らかにして、標準修業年限と比べて著しく長期にならない合理的な期間内に学位を授与するよう、円滑な学位授与に努めることが必要である。その際、学生の経済的事情を考慮し、博士論文の提出を目指すために標準修業年限を超えて引き続き在学する学生に対して修学上の負担の軽減措置を講ずることなども併せて検討されることが望まれる。

< 円滑な学位授与を促進するためのプロセス管理等 >

各大学院においては、円滑な学位授与を促進するため、例えば、以下のような種々の改善策等を実施していくことが適当である。

学位授与に関する教員の意識改革の促進

- ・ 課程制大学院制度の趣旨の徹底を図ること
- ・ 博士の学位授与の要件として学位論文に特筆すべき顕著な研究業績を求めるのではなく、学位の質を確保しつつ、学位論文の作成は、自立して研究活動等を行うに足る研究能力とその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とするという考え方を再認識した上で、各大学において博士論文の要求水準の在り方についても検討することが期待される。

学生を学位授与へと導く教育のプロセスを明確化する仕組みの整備

- ・ コースワーク修了時に学生からの申請に基づき、当該学生が一定期間内に博士論文を提出できる段階に達しているか否かを審査する仕組みを整備すること
- ・ 学位論文に係る研究の進捗状況に関する中間発表を実施する仕組みを整備すること
- ・ 学生の研究遂行能力を適切に把握するため、口頭試験を実施するなど、専攻分野等の理解度を確認する仕組みを整備すること
- ・ 学位審査申請時期を明確化するとともに、年複数回申請できる仕組みを整備すること

学位授与へと導く教育のプロセスを踏まえた適切な教育研究指導の実践

- ・ 学位論文の作成に関連する研究活動などを単位として認定し、その指導を強化すること
- ・ オフィスアワーの設定等により確実に論文指導の時間を確保すること
- ・ 複数の指導教員による論文指導体制を構築すること
- ・ 留学生に対し英語等による論文作成を認めること

- ・留学生の語学力に対応した適切な論文指導を実施すること

また、これらの取組のほかに、各学生の具体の修了要件に係る在学期間は、標準修業年限を基本としつつ、当該学生の個別の能力や事情に応じて弾力的に取り扱うことが制度上可能であることを踏まえ、各大学院においてこれら早期修了や長期履修学生制度の積極的活用も期待される。

なお、円滑な学位授与の促進策の一つとして、学位の取得に至るプロセスにおいて、一定の段階に達し、学位取得の見込みがあると認められる者、例えば、各大学院において、必要な単位を取得した者や試験に合格した者について「博士候補」とし、論文作成を本格的に開始することなども考えられる。この場合、「博士候補」の呼称を取得することが目的化して、かえって標準修業年限内に学位を授与するという本来の目的を阻害することのないよう、留意することが必要である。

< 学位授与のプロセスの透明性の確保等 >

学位授与の促進を図る一方で、学位の水準や、審査の透明性・客観性を確保することも重要であり、各大学院の自主的・自律的な検討に基づき、例えば、以下の取組を進めることが考えられる。

学位論文等の積極的な公表

- ・博士の学位論文の要旨及び当該論文審査の結果の要旨について、ホームページ等容易に閲覧可能な方法を用いて広く社会に積極的に公表すること

論文審査方法の改善

- ・論文審査委員名を公表すること
- ・論文審査に係る学外審査委員の積極的登用を図ること
- ・口述試験を公開すること

< 学位授与に関する国の取組 >

現在、21世紀COEプログラムの審査・評価に学位授与の状況等が活用されているところであるが、課程制大学院制度の趣旨に即し、さらに「課程博士」の授与の円滑化が進むよう、国は、毎年度、各大学院の取組を把握するとともに、公表していくことが適当である。

< 論文博士の在り方の検討 >

大学は、博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができることとされており、これにより授与する学位のことをいわゆる「論文博士」と呼んでいる。

これについては、学位は、大学における教育の課程の修了に係る知識・能力の証明として大学が授与するものという原則が国際的にも定着していること、国際的な大学間の競争と協働が進展し、学生や教員の交流や大学間の連携など、国際的な規模での活動が活発化していく中であって、今後、制度面を含め我が国の学位の

国際的な通用性、信頼性を確保していくことが極めて重要となってきたことなどを考慮すると、諸外国の学位制度と比較して我が国独特の論文博士については、将来的には廃止する方向で検討すべきではないかという意見も出されている。

一方、この仕組みにより、大学以外の場で自立して研究活動等を行うに足る研究能力とその基礎となる豊かな学識を培い、博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認められる者に対して博士の学位を授与することは、生涯学習体系への移行を図るという観点などから一定の意義があると考えられる。

また、博士学位授与数に占める論文博士の割合は減少傾向にあるものの、他方で、企業、公的研究機関の研究所等で相当の研究経験を積み、その研究成果を基に、博士の学位を取得したいと希望する者も未だ多いことや、論文博士と課程博士が並存してきた経緯を考慮することも必要である。

これらのことを踏まえ、論文博士については、学位に関する国際的な考え方や課程制大学院制度の趣旨などを念頭にその在り方を検討していくことが適当である。

なお、論文博士の在り方の検討に当たっては、相当の研究経験を有している社会人等に対し、その求めに応じて大学が研究指導を行うことなどを通じて学位を取得しやすくなるような仕組みを併せて検討することが適当である。その際、例えば、博士課程短期在学コースの創設等の検討や、現在、日本学術振興会において、アジア諸国を対象とした「論文博士号取得希望者に対する支援事業」が実施されていることとの整合性についても留意することが必要である。

また、論文博士については、戦前のイメージを引きずった碩学泰斗型のもの、企業の技術者等がその研究経験と成果を基に学位を取得したもの、標準修業年限内に学位取得に至らなかった者がその後論文審査に合格して学位を取得したもの、といった性格の異なるタイプのものが混在しており、今後、その在り方を検討するに当たっては、これらについて考え方を整理した上で適切な取扱いを検討することが必要である。

(2) 大学院の人材養成目的に即した教育体制の整備

大学院教育の組織的展開を強化していくためには、各大学院のそれぞれの人材養成上の目的・役割及びこれに基づいて学生に身に付けさせるべき能力等の教育目標を明確にし、これらに即した体系的なカリキュラムの提供、その責任ある実践のための人的・組織的体制、物的環境を整えることが重要である。

このため、これらの取組状況と成果が各大学院において社会的に明示されるよう制度の整備を図るとともに国による支援を推進する必要がある。

【具体的取組】

各大学院の人材養成に係る目的の明確化（大学院設置基準の改正）

各大学院における教育の実質化の取組に対する国の重点的支援と情報提供の推進
「助教」の新設に伴う大学院の教員組織体制の見直し

博士課程、修士課程における研究指導教員の取扱いの明確化（大学院設置基準の改正）

< 各大学院の課程の目的の明確化に関する大学院設置基準の改正 >

国際的に魅力ある大学院教育の展開に向け、各大学院は、どのような人材を養成しようとするのか、その目的や役割を明確にすることが重要である。それに即して、多様な形で教育研究体制の構築や教育研究活動が責任を持って実施されるよう促進方策を講じる必要がある。

このため、各大学院は、各専攻ごとに、どのような人材を養成しようとするのかを学則、研究科規則等において具体的に明らかにするとともにその内容を積極的に社会に公表しなければならないこととすることが適当であり、そのための関係規定を大学院設置基準に新たに置くことが適当である。

さらに、関係する教職員が、養成しようとする人材像についての認識を組織的に共有し、学生に修得させるべき知識・能力の具体化を図るとともに、社会の要請等に的確に対応した人材養成を行っているかどうかを確認していくよう努めることが重要である。

各大学院の人材養成の目的等を組織的に明らかにしていくことは、大学院評価の基準（ベンチマーク）を明確化する役割を果たすことや、学生の大学院への進学の見極め、修了生のキャリアパスの形成にも資するものと考えられる。

< 魅力ある大学院教育の展開・普及（グッド・プラクティス（GP）型事業） >

大学院教育の多様な発展を図るため、国において、各大学院におけるそれぞれの課程の目的に即した多様な形での教育研究体制の構築や教育研究活動の組織的展開（実質化）を行う意欲的な取組への重点的支援を行うとともに、それらの事例を広く社会に情報提供し、大学院教育の改善に供する事業（グッド・プラクティス（G

P)型事業)を推進していくことが必要である。

< 「助教」 の新設に伴う大学院の教員の組織体制の見直し >

「助教」は、各大学の判断により、大学院の授業科目を担当したり、大学院学生の研究指導に関わることができることとなっており、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準上、大学院に最低限置くことが必要な「研究指導教員」、「専任教員」に含めることができるものである。

各大学院においては、「助教」の職の新設の趣旨を十分に踏まえて、大学の個性や学問分野の特性を考慮しつつ、今後の教員の役割分担及び組織的な連携体制を確保できるよう、教員組織を見直していくことが必要である。

「我が国の高等教育の将来像」(平成17年1月中央教育審議会答申)において、大学の教員組織の見直しとして、自ら教育・研究を行うことを主たる職務とする新しい職として、「助教」を設けることが提言され、これを受け、現在、関係法案が国会に提出されている。

< 博士課程、修士課程における研究指導教員の取扱いの明確化 >

現在、各大学院においては、博士課程を前期と後期に分ける積上げ方式、修士課程と博士課程(一貫制、区分制)を別々に設置する並列方式などの課程の設置方式を採ることが可能となっている。

並列方式は、本来の博士課程、修士課程の目的に即したカリキュラムの編成がしやすくなるなどの利点を有するが、当該課程を編成する専攻ごとに担当教員を配置する必要があり、積上げ方式に比べてより多くの教員が必要となることから、この方式の導入は進んでいない。

このため、平成12年度から、各大学院が並列方式を採用しやすくなるよう、大学院を担当する教員を修士課程と博士課程の専攻それぞれ一つまでは、研究指導教員として取り扱うことができるようにしているところであるが、これについて、大学設置の準則主義の観点から、大学院設置基準上、明確化することが適当である。

これにより、大学院を担当する教員が二つの専攻(修士課程、博士課程)の研究指導教員として学生の教育・研究指導を行うことが可能となるが、各大学院がこの方式の導入を図るに当たっては、学生への教育・研究指導體制の十分な確保が求められる。

それに関連して、例えば、各大学院の自主的な検討に基づき、教員の組織的な役割分担や学問分野等を踏まえ、教員の時間配分の組織的な管理を促進することなども必要であると考えられる。

4 知識基盤社会に相応しい大学院教育の規模の確保

今後の大学院教育の量的規模の方向性については、全体として、社会人、留学生の入学者を含め、高度専門職業人養成に対する期待など進学需要の全体の増加傾向に合わせ、着実な増加傾向になると予想される。この傾向は、今後の知識基盤社会の到来を展望すると、一般的には望ましいものと考えられる。

今後の大学院教育の量的規模の方向性について展望すると、一部の専攻分野において学士課程の修了者等の大学院進学率の伸びの鈍化が起こっているが、全体としては、社会人の入学者を含め、高度専門職業人養成に対する期待など進学需要の全体の増加傾向に合わせ、着実な増加傾向になると予想される。この傾向は、今後の知識基盤社会の到来を展望すると、一般的には望ましいものと考えられる。

全体的な方向性のみならず、分野別の動向についても注視し把握することが必要であるが、その際、本審議会答申「我が国の高等教育の将来像」を踏まえ、主として18歳人口の増減に依拠して高等教育規模を想定しつつ需要調整を図るといった従来の政策手法をとることは適切ではない。

今後ますます多様化・複雑化し、変化の速度を増していく人材需要に対しては、国が一元的に調整するのではなく、各大学院が、大学院教育に対する社会の諸要請を的確に踏まえつつ、競争的環境の下で自主的・自律的な検討に基づく機能別分化の流れの中で、自らの果たすべき役割を基に新たな専攻等の設置・改組の対応を柔軟かつ機動的に図ることが基本であると考えられる。

また、全体として、大学院の規模が拡大していく中で、各大学における大学院と学部の規模の関係については、18歳人口の動向やそれぞれの大学が社会の中で果たすべき役割を再認識し、各大学の自主的選択に基づく個性化、特色化により、大学の機能別分化が進んでいく状況の中で、各大学の責任において十分検討する必要がある。

産業界等においても、それぞれの業種などに応じて、自らの大学院教育に対するニーズを明確かつ具体的に示すことや、年齢等にかかわらず、課題探求能力等の実力を適正に評価して人材の登用を行うなど、今後の知識基盤社会における国際的な競争に耐えられる職務体制・人材の配置などの構造改革に向けた努力が求められる。

第2章 新時代の大学院教育の展開方策

1 大学院教育の実質化（教育の課程の組織的展開の強化）のための方策

（1）課程制大学院制度の趣旨に沿った教育の課程と研究指導の確立 コースワークの充実・強化

社会のニーズに対応した人材の養成を行うためには、学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修するコースワークを充実し、関連する分野の基礎的素養の涵養等を図っていくことが重要である。

特に、博士課程は、5年間を通した体系的な教育の課程を編成し、コースワーク、論文作成指導、学位審査等の各段階が有機的なつながりをもって博士の学位授与へと導いていくといった教育のプロセス管理が重要となる。

【具体的取組】

大学院の課程の単位の考え方の明確化（大学院設置基準の改正）

修士課程及び博士課程（前期）の修了要件の見直し（大学院設置基準の改正）

豊かな学識を養うための複合的な履修取組（メジャーマイナー、ジョイントディグリー）の導入

博士課程の短期在学コースの創設検討

国によるコースワーク充実のための情報提供等

グローバル化や科学技術の進展など社会の激しい変化に対応し得る人材の養成を行うためには、課程制大学院制度の趣旨に沿って大学院教育の組織的展開の強化を図ることが大切である。

このため、各大学院においては、専攻分野に関する高度の専門的知識・能力の修得に加え、学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修するコースワークを充実し、関連する分野の基礎的素養の涵養等を図っていくことが必要である。

特に、博士課程においては、5年間を通した体系的な教育課程を編成し、コースワーク、論文作成指導、学位審査等の各段階が有機的なつながりをもって博士の学位授与へと導いていくといった教育のプロセス管理が重要である。

コースワークを充実するためには、大学院教育の特質に応じた単位制度の見直しや、博士課程については5年間を通した体系的な教育課程という観点からの修士論文の在り方、豊かな学識を養うための履修上の工夫などについて検討する必要がある。例えば、前期においては、コースワークに重点を置き、後期は研究活動を中心とするなどの方法が考えられる。

また、分野によっては、大学間の連携・協力体制を強化するなどして、組織的にコースワークの充実を図っていく取組も有効である。

人社系大学院

<博士課程及び修士課程に共通する教育・研究指導の在り方>

人社系大学院における教育・研究指導には、これまで、ややもすると学生の教育がそれぞれ特定の研究室の担当教員による個人的な指導に過度に依存する傾向も見られた。しかし、先に示したように各課程の目的と教育内容を明確にしつつ、教育・研究指導を実効性あるものにするためには、各専攻において授業内容を体系的に編成するなど、組織的に教育を計画することが求められる。

人社系大学院の各専攻における教育プログラムを、課程制大学院の趣旨に相応しいコースワークとして機能させ、体系的な教育を提供するためには、例えば以下のように、組織的に教育活動を展開することが必要である。

- ・各専門分野に関する専門的知識を身に付けるための体系的な教育プログラム
- ・幅広い視野を身に付けるための関連領域に関する教育プログラム
- ・自立的な研究者として必要な能力や技法を身に付けるための教育プログラム
- ・最終的に体系的な学位論文を作成することに向けて、その前提となる研究計画の作成や研究の途中経過のまとめなど、研究過程の中間的な段階を設定し、それぞれ設定された水準を満たすことを求める仕組み

大学院に進学する学生の学力の実態を踏まえるとともに、特に他分野出身の学生の学修歴にも配慮して、大学院に進学後間もない段階で、専門分野に関する基礎的な教育を行い、当該分野に関する知識及び研究を遂行するための方法論を確立させることが必要である。

大学院修了後、それぞれの専門分野において活躍するためには、当該専門分野に関する学習の基礎を培うとともに、幅広い視野や基本的な思考力を持つことも必要である。

<博士課程における教育・研究指導の在り方>

優れた研究者を養成する観点から、博士課程の前期・後期の5年間を通じた体系的な教育課程を編成し、その上で、博士課程(後期)にあっては、個別教員による適切な指導に重点を置くなどの工夫が必要である。また、研究能力の育成のみならず、学生に対する優れた指導力を備えた大学教員の育成という視点にも十分配慮した教育を行うことが求められる。

分野によっては、必要に応じて、博士の学位を取得するまでの間に、サマー・インスティテュートや学会等を含め、一定期間外国の大学等で教育やトレーニングを受ける機会を提供したり、国内外の学術雑誌に英語論文を投稿するよう促すことが有効である。

また、修士課程又は専門職学位課程を修了し、高度専門職業人として社会に出た後に、博士課程(後期)に進学した学生に対しては、研究者として必要とされる実験・論文作成をはじめとする研究手法について、補完的な指導を適切に実施するなどの配慮が求められる。

理工農系大学院

<修士課程及び博士課程(前期)に共通した教育・研究指導の在り方>

従来、多くの理工農系大学院においては、学生に対する教育と教員の研究活動が渾然一体と

なっで行われ、学生に対する教育が研究室の中で完結するような手法が中心となってきた。しかし、この方法は、個々の教員の指導能力に大きく依拠するため、場合によっては、専門分野のみの閉鎖的な教育にとどまり、産業界等で求められる幅広い基礎知識や社会人として必要な素養が涵養されにくいなどの課題が指摘されている。

今後は、個々の教員による指導はもとより、各研究科・専攻における組織としての計画的な教育に力点を置いていくことが、より効果的な場合が多いと考えられる。

理工農系大学院における教育プログラムが、専門的知識と幅広い視野を習得させるものとするためには、例えば以下のように、各研究科や専攻において組織的に教育活動を実施することが必要である。

- ・各専門分野に関する専門的知識を身に付けるための体系的な教育プログラム
- ・幅広い視野を身に付けるための関連領域に関する教育プログラム
- ・自立した研究者や技術者等として必要な能力や技法を身に付けるための教育プログラム

また、学術研究活動・産業経済活動のいずれにおいても、国際的に活躍し得る人材を育成する観点から、英語をはじめとする語学教育の充実に一層努めていくことが必要である。

理工農系の人材には、科学技術と社会との関係や社会の安全に関しても高い素養を持つことが求められる。このため、倫理や法規制など、幅広い社会科学的分野について、専門教育の内容・程度に応じて適切に教育されることが重要である。

<博士課程（後期）における教育・研究指導の在り方>

優れた研究者を養成する観点から、前期・後期の5年間を通じて体系的な教育課程を編成し、その上で、後期課程にあっては、教員の研究活動に参画させるなどの工夫を講じる必要がある。

学生の国際性を涵養する観点からは、サマー・インスティテュートや学会等を含め、一定期間外国の大学等で教育やトレーニングを受ける機会を提供することが有効である。なお、このような取組については、博士課程（後期）のみならず、修士課程段階においても有効である。

修士課程を修了し、高度専門職業人として社会に出た後に、博士課程（後期）へ進学した学生に対しては、研究者として必要な実験・論文作成をはじめとする研究手法などについて、適切な補完的な教育を実施するなどの配慮が求められる。

医療系大学院

<各分野共通の教育・研究指導の在り方>

医療系大学院における教育・研究指導には、これまで、ややもすると大学院学生が所属する各研究室の指導教員に教育を任せきりにするという傾向も見られた。しかしながら、先に示したように大学院の目的と教育内容を明確にし、教育・研究指導を実効性あるものにするためには、専攻単位で組織的に教育活動を計画することが重要である。

また、専攻を単位とする組織的な教育活動が、動物実験や遺伝子実験、放射線の取扱いなど単に様々な診療上や研究上の規制に対応した知識・技術のみを修得させるのではなく、体系的な教育を提供するという課程制大学院の趣旨に沿った相応しいものとなるよう、関係者が努力

していくことが強く求められる。

具体的には、幅広い視野と当該専門分野での専門的知識を修得させるため、例えば次のような、専攻を単位とする組織的な教育活動が効果的と考えられる。

- ・ 幅広い視野を身に付けるための関連領域に関する組織的な教育活動
- ・ 各専門分野に関する専門知識を身に付けるための体系的かつ組織的な教育活動
- ・ 自立的な研究者として必要な能力や技法を身に付けるための組織的な教育活動

このほか、単位の認定や最終試験による課程修了資格の認定において客観性を確保することや、学外や関連分野の教員等も交えた学位論文審査を実施することが適当である。

さらに、研究遂行上又は職業上必要な資格の取得や、関連学会における認定資格（専門医など）の取得のための講習や研修と、医学・歯学系大学院博士課程における教育とは、本来、趣旨・目的を異にするものであるが、専門分野の資格取得のための本人の負担等を考慮すると、大学院の教育課程の中に当該資格取得に必要な教育内容を取り込む工夫も適当と考えられる。

<各分野ごとにおける教育・研究指導の在り方>

医学・歯学系大学院（博士課程）について

研究者養成を主たる目的とする場合においては、研究者としての基本的素養を身に付けさせるという観点から、研究者に求められる医学・生命科学研究の遂行に必要な基本的知識・技術をコースワークで修得させることが必要である。

優れた研究能力等を備えた臨床医・臨床歯科医等の養成を主たる目的とする教育課程においては、臨床医、臨床歯科医など高度の専門性を必要とされる業務に必要な技能・態度を修得させるほか、臨床医・臨床歯科医に求められる資質や能力を涵養するために必要な内容をコースワークに盛り込むなど、体系的かつ組織的な教育活動が必要である。

また、併せて、病気の成因、新しい診断・治療法の開発・評価、臨床疫学など、患者に対する診療を通じた臨床研究のテーマを課し、博士論文作成のための研究指導を行うことなどが必要である。

このほか、コースワークの中に、関連学会における認定資格（専門医など）の取得に必要な教育内容を取り組む工夫も必要であるが、この場合、大学院博士課程としての教育課程であることと、当該資格取得のための教育内容との整合性を図る必要があることに留意すべきである。

また、医学・歯学系大学院が、その教育課程を、研究者養成と、優れた研究能力等を備えた臨床医・臨床歯科医等の養成の二つに分けて明確化するに当たり、それぞれの課程の教育・研究指導体制が硬直化することのないよう、教育・研究指導教員が、双方のコースワークに携わることができるようにするほか、学生による双方の教育課程からの単位選択の自由度を一定程度確保するなど、相互の連携を保つような配慮が求められる。

医学・歯学系大学院（修士課程）について

医学・歯学系の修士課程の大学院は、医学部・歯学部卒業生以外を対象とし、当該課程修了後に医学・歯学系の博士課程に進むことを想定して設置されているが、実際には、課程本来の目的に沿って、4年の医学・歯学の博士課程と合わせた研究者養成のプロセスを担っている面

と、医学・歯学に関する専門知識を有し、幅広く医療関連分野で活躍する高度専門職業人の育成を担っているという両面があり、このような現状に対応した教育が必要である。

薬学系大学院について

現行4年間の修業年限である薬学の学部教育は、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする場合、修業年限が6年（それ以外は現行のまま4年）とされ、平成18年度入学者から適用される。

このことにより、4年制の基礎薬学等に係る学部を母体とする大学院は、5年制（区分制又は一貫制）の博士課程として研究者養成を主たる目的とすることが予想されるが、新たな制度が適用されたことに伴い、その教育内容については、今後、関係者による検討されることとなっている。

この場合において、幅広い基礎知識の修得ができるようにする観点から、必要な科目をコースワークに盛り込む工夫に加え、研究者として自立するために必要なプロジェクト企画力などの涵養も重要であることを十分踏まえた検討がなされることを期待する。

また、臨床現場の薬剤師業務に精通した基礎薬学研究者の養成が必要とされていることにも留意する必要がある。

6年制の臨床薬学等に係る学部を母体とする大学院は、4年一貫の博士課程として優れた研究能力等を備えた臨床薬剤師の養成を主たる目的とすることが予想されるが、その教育内容については、臨床を通じた薬学研究の在り方を中心に検討されることとなっている。その際、専門薬剤師として活躍するための高度専門職業人養成プログラムの在り方についても、今後検討がなされることを期待する。

看護学系・医療技術系大学院について

看護学系・医療技術系分野の区分制博士課程（前期）にあっては、一専攻当たりの学生数が少ない場合などは、同一専攻の中で、博士課程（後期）修了後に教育研究職に就く者のための研究者養成プログラムと、前期課程修了後に専門職に就く者のための高度専門職業人養成プログラムを併せ持つなどの工夫が必要である。

この場合、看護学系・医療技術系分野は特に実践性が求められることから、いずれのプログラムにおいても、専門職業人としての一定の実務経験を経てから入学させることが望ましい。

研究者養成プログラムにおいては、研究者としての基本的研究手法を身に付けるために必要なコースワークを整備するとともに、論文作成を通して、研究者に求められる批判力、論理性、表現力の涵養が重要である。また、実践的な研究テーマと基礎的な研究テーマの両方が教育できるような体系的な教育プログラムが必要である。

高度専門職業人養成プログラムにおいては、看護や医療技術の現場において、将来指導的立場で活躍できる人材を養成する観点から、コースワークや実践体験を含んだプログラムを整備し、当該専門領域に係る学際的な知識、実践能力、教育能力を育成する体系的な教育プログラムでなければならない。

また、専門領域での認定資格等に係わる教育を大学院の教育課程の中に効果的に取り込む工

夫も求められる。

博士課程（後期）においては、研究者の育成を主たる目的とすることから、研究能力の育成に必要な理論構築や技術開発に関する方法論のコースワークを含んだ教育プログラムとすることが適当である。

公衆衛生分野の大学院について

公衆衛生分野の大学院については、欧米の状況も踏まえ、2年制の専門職大学院として整備を進めていくことが必要であり、また、それに必要な教員の養成やカリキュラムの開発、修了者の社会での活躍の場の拡大など、関連する施策を進めていくことが求められる。また、その場合の教育内容については、各専門領域に共通するコア科目の修得と、各専門領域における専門科目の修得とを組み合わせるような工夫が必要である。

博士課程（後期）においては、当該分野における研究者養成とこの分野の教育者の育成を主たる目的とし、その目的に相応しい教育内容とすることが適当である。

< 単位の考え方の明確化 >

大学院の教育機能の実質化を図り多様な展開を促すために、学問分野の特性に応じ、例えば、研究者として必要な研究技法や研究能力を身に付けるためのフィールドワークや文献調査のデザインを定期的に行わせるような場合、講義と実習といった複数の授業の方法を組み合わせた授業科目を導入することも重要である。そのような取扱いが容易にできるよう設置基準における単位の計算方法について、明確化することが適当である。

また、我が国の単位制度（45時間の学習をもって1単位とすることを基本とする制度）の趣旨に沿って十分な学習量が確保されるよう、その実質化に向けた各大学院の努力が求められる。

< 修士課程及び博士課程（前期）の修了要件の見直し >

博士課程における学修の集成は博士の学位論文の作成であることを踏まえ、博士課程（前期）の修了時においては、修士論文の作成に代えて一定の学修成果を求めることなどにより、5年間の教育が有機的なつながりをもって行われることが重要である。

また、修士課程についても、その課程の目的が多様になっていることを踏まえ、体育、芸術等の分野以外にも、高度専門職業人の養成を目的とする課程などにおいては、特定課題の研究など一定の学修成果をもって修士論文を不要とするなど柔軟に取り扱っていくことが必要である。

このため、大学院設置基準上、修士課程及び博士課程（前期）の修了要件として、修士論文の審査及び試験に合格することを基本とせず、各大学院のそれぞれの課程の目的に応じ、特定の課題についての研究の成果（修士論文を含む）の審査及び試

験に合格することとするよう見直すことについて検討することが適当である。

その際、修士論文が研究者としてのトレーニングを積む上で大きな役割を果たしてきたことや、修士論文を課す場合とそうでない場合の公平性などに留意して、新しい教育・研究指導の工夫を検討すべきである。

さらに、修士課程（前期）は、現在、大学院設置基準上、修士課程として取り扱うものとされていることに関し、本来、修士課程と博士課程の目的、役割は異なるものであることなどを踏まえて、その在り方について検討する必要がある。

また、このような取組や単位制度の実質化に向けた各大学院の努力を前提として、大学院において修得すべき単位数について見直しの検討を行っていくことも必要である。

< 豊かな学識を養うための複合的な履修取組（メジャーマイナー、ジョイントディグリー） >

近年の学問分野の学際化、融合化や、幅広い知識と柔軟な思考能力を持つ人材など社会における求められる人材の多様な要請などに対応する手段として、主専攻分野以外の分野の授業科目を体系的に履修させるメジャーマイナーや、一定期間において複数の学位を取得できる履修形態であるジョイントディグリーは有効な方策であり、各大学の自主的な検討に基づき、積極的な導入が期待される。

なお、これらの取組を導入するに当たっては、教育目標や理念の明確化、専攻分野に関する教育の課程の充実が前提であり、また、課程の修了までのプロセスが複雑になることによる学生の履修相談の体制整備など教育を受ける側への一層の配慮も求められる。

< 博士課程の短期在学コースの創設 >

学士課程又は修士課程修了者等が、社会の多様な分野で相当の研究経験を積むことなどにより、博士課程修了者と同等程度の研究能力を有する場合も数多くあると考えられる。

このような者に対して、博士課程の標準修業年限より短い期間で一定の体系的な教育を提供し、博士課程修了者として相応しい確実な研究能力等を身に付けさせ、博士の学位を授与することは、我が国が生涯学習体系への移行を図り、大学院と社会とを往復しながら研究者等の資質・能力の向上を図る社会への転換を促す観点から、意義があると考えられる。

このため、社会人として一定の研究実績や能力を有する者を対象とした博士課程の短期のコース（博士課程短期在学コース）の創設を検討すべきである。

< 国によるコースワーク充実のための情報提供等 >

国は、諸外国の大学院におけるコースワーク、単位制度等の状況等を調査研究し、諸外国の魅力ある教育取組の情報提供に努めるとともに、我が国の大学院において

諸外国の先鞭的な取組事例の試行的実施などの取組を通じて、国際的にも魅力ある教育取組の普及を図っていくことが重要である。

教員の教育・研究指導能力の向上のための方策

今後の大学院教育の組織的展開が有効に機能するよう、各大学院における課程の目的、教育内容・方法についての組織的な研究・研修（FD）の実施が必要である。また、大学院の課程の修了時における質の確保等を図る観点から、現在専門職学位課程においてのみ専門職大学院設置基準に規定が置かれている成績評価基準等の明示等について、修士課程及び博士課程においても、大学院設置基準に規定を置くことが適当である。

これらの取組に加え、各大学院は、教員の教育・研究活動について評価を行うことによって、教員の教育・研究指導能力の向上に資することが重要である。

【具体的取組】

大学院の課程におけるFDの実施（大学院設置基準の改正）

大学院の課程における成績評価基準の明示と厳格な成績評価の実施（大学院設置基準の改正）

各大学院における教員の教育・研究活動の評価の実施

今後の大学院教育の組織的展開が有効に機能するためには、体系的な教育課程とともにそれを支える教員の教育・研究指導能力の向上が重要な課題となる。このため、個々の教員の教育・研究指導能力向上とそのための組織的な研修体制の充実や学生に対する成績評価の管理、さらには、教員の教育・研究活動を適切に評価する仕組みが一体となって機能することが必要である。また、授業内容を公開するなど、教育・研究指導の内容を同一学科内の教員が評価できる仕組み（いわゆるピアレビュー）を導入することも効果的である。

人社系大学院

専門職大学院においては、優れた実務家を大学教員として活用することが不可欠だが、その際には、専門職大学院の教員として必要な教授能力等を身に付けるための研修の機会を充実するなどの工夫が必要である。

理工農系大学院

大学教員の教育能力の向上を図るためには、在外研修や外国で研究に参加する機会等を活用しつつ、諸外国の大学院における実際の教育活動に関する知見を広げることも有効である。

医療系大学院

教員に対する評価としては、研究実績や教育に関する資質・能力に加えて、臨床医学系、臨床歯学系分野等の大学院の教育・研究や機能を高める観点から、担当教員の臨床に係る実績や、臨床を通じた研究成果の評価が重要である。

サバティカル制度の導入等により、教員が自らの研究・教育能力を高めるため、国内外の優れた大学院教育に直接触れる機会を確保することも効果的であると考えられる。

<体系的な教育課程の編成と教育内容・方法の改善のための組織的活動の実施>

各大学院における教育課程の編成、実践等に当たっては、関係する教員が課程の目的、教育課程等について共通理解を深めるとともに、教員の教育・研究指導能力の一層の向上を図る取組があいまってはじめて効果的に機能するものである。

このような今後の大学院教育における課程の組織的展開の重要性にかんがみ、これが有効に機能するよう、各大学院における課程の目的、教育内容・方法についての組織的な研究・研修（ファカルティ・ディベロップメント（FD））を実施することが必要である。

このため、現在専門職学位課程においてのみ専門職大学院設置基準に規定が置かれているFDについて、修士課程及び博士課程においても、授業及び研究指導の内容等の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする旨の規定を大学院設置基準に置くことが適当である。

<各大学院における成績評価基準の明示と厳格な成績評価の実施>

今後の知識基盤社会にあっては、専攻分野に関する専門的な知識・能力と関連する分野の基礎的素養がしっかり身に付いていることが求められる。このような社会の動向も踏まえ、大学院の課程の修了時における質の確保を図るとともに、教員の教育能力の向上を図る観点から、教員は、学生に対してあらかじめ各授業における学修目標や目標達成のための授業の方法、学位論文の作成や審査に至るプロセス及び課程の年間計画等を明示することとし、学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、学生に対してそれに係る成績評価基準をあらかじめシラバスなどに明示するとともに、当該基準に沿って厳格な成績評価を実施することが必要である。

このため、現在専門職学位課程においてのみ専門職大学院設置基準に規定が置かれている成績評価基準等の明示等について、修士課程及び博士課程においても、大学院設置基準に規定を置くことが適当である。

<教育・研究活動の評価の実施と活用・反映>

教員の教育・研究指導能力の向上には、FDの実施や成績評価基準等の明示等とともに、自らの教育・研究活動についての評価を行うことによって、その実効性を担保し、更なる改善のための材料とすることが重要である。

現在、教員の研究活動に関する評価は、各大学院や競争的研究資金の公募審査などの場において、例えば、論文生産数、被引用論文数（サイテーション・インデックス）、各種競争的研究資金の獲得状況、知的財産権の出願・取得状況など一定の定量的指標を設定し実施されているものの、教育活動に関する評価は、その指標が定

性的なものが多く適切な指標設定が難しいことなどから、社会的に未だ定着しているとは言い難い。

今後、教育活動に関する評価の指標として、例えば、単位制度の趣旨に沿った学習量の確保状況や成績評価基準等のシラバスへの明示内容、シラバスに沿った授業の実施状況、学生への論文作成指導の状況、学生による授業等の評価などに加え、課程の目的とする人材養成として想定される就職先への就職率や、修了者のキャリアパス形成に関する指導状況、修了者の社会での活躍状況なども考えられる。

各大学院においては、自主的・自立的な検討に基づき、教育活動に関する評価の積極的な導入を図るとともに、人事・採用面における処遇等にも活用・反映していくことが期待される。

また、個々の教員の活動は、各大学院における教員の組織的な役割分担や、学問分野、時期等によって多様であることを踏まえ、「教育」か「研究」かといった単純な区分ではなく、各大学院における自主的な調査研究に基づき、個々の教員の多様な活動状況を考慮した形で、活動評価を行っていく方法も有効であると考えられる。

(2) 産業界等多様な社会部門と連携した人材養成機能の強化

従前より、産業界等と大学は人材養成、研究開発において連携を図ってきたが、産業界等においては、それぞれの業種などに応じて、自らの大学院教育に対するニーズを明確かつ具体的に示すとともに、各大学院においては、そのようなニーズを的確に踏まえた教育内容・方法等を取り入れていくことを通じて、両者の協力関係をより一層推進し、産業界等社会のニーズと大学院教育のマッチングを図っていくことが重要である。また、大学院の地域連携活動の一層の推進を図り、大学院が人材養成を含めた地域の産業の発展のためにその役割を積極的に果たしていくことのできる環境の整備も重要である。

【具体的な取組】

- 大学院と産業界が目指すべき人材養成目標とそれに即して修得すべき専門的知識・能力の内容を共有した産学協同教育プログラムの開発・実施
- 単位認定を前提とした長期間の実践的なインターンシップの実施

さらに、各大学院、企業等は、博士課程修了者等の多様なキャリアパスの開拓を図るための取組を実施することが求められる。国は、大学や企業等、双方におけるこれらの努力及び社会的評価を踏まえつつ、産学連携による人材養成の取組への支援や、社会ニーズを踏まえた魅力ある大学院教育に対する支援を行うことが必要である。

【具体的取組】

- 各大学院による教育内容・方法の改善や教員の資質向上、学生のキャリアパス形成に関する指導、博士課程修了者の研究市場への積極的なアピール
- 企業等による大学院教育に対する自らのニーズの明確化、博士号取得者等の実力を評価した人材の登用など、今後の知識基盤社会における国際的な競争に耐えられる職務体制・人材の配置の実施

我が国経済の活力を維持し、持続的な発展を可能とするためには、産業技術力の強化を図り、国際的な競争優位性を持つ産業の育成が必要であるが、そのためには、産業界等社会のニーズを踏まえつつ、大学院において、創造性豊かな質の高い研究者等多様な人材を養成し、社会に有為な人材を輩出していく必要がある。

また、地域の大学においては、地域の発展の基盤となる優れた技術などを生み出すための学術研究を実施するとともに、職業人の再学習など生涯学習のニーズに応えていく必要がある。

近年、大学の地域連携活動が活発化しつつあるが、大学院の高度な専門的知識を持つ人材や高いレベルの教育研究能力を活用した施策や地域活動に対する支援を行うことにより、大学院が人材養成を含めた地域の発展のためにその役割を積極的に果たしていくことのできる環境を整備することが重要である。

さらに、我が国の国際競争力を高めるためには、大学と公的研究機関や企業等が連携し、研究拠点を形成することも重要である。

< 社会のニーズと大学院教育のマッチング >

従前より、大学と産業界等は、インターンシップ、産学連携の共同研究や人材交流などを通して、連携を図ってきた。しかしながら、博士課程の修了者の資質について、産業界等からは「専門分野以外の幅広い知識や経験」、「独創的な発想力」など必ずしも期待通りではなく、産業界等社会のニーズと大学院教育に乖離があるとの指摘がある。

このような乖離の存在は、これまで産業界等は、採用する学生がどのような大学院教育を受けてきたかということより、採用後の社内教育を重視する「自前主義」を優先し、産業界等の大学院教育に対するニーズを大学側に具体的に示してこなかったことや、大学院の側においても、各専攻に置かれる課程がどのような人材養成を目的としているのか明確ではなく、かつ当該目的や教育内容・方法が社会のニーズを反映しているものかどうか十分に把握・検証してこなかったことにも起因しているものと考えられる。

このため、今後、産業界等においては、各種教育機関の役割分担などを踏まえつつ、それぞれの専攻分野や業種などに応じて、自らの大学院教育に対するニーズを明確かつ具体的に示すとともに、各大学院においては、そのようなニーズを的確に踏まえた教育内容・方法等の不断の改善を行っていくことを通じて、両者の協力関係をより一層推進し、産業界等社会のニーズと大学院教育のマッチングを図っていくことが必要である。

また、今後の知識基盤社会において産業競争力を持続的に維持・強化していくためには、大学と企業等は、研究のみならず教育、すなわち人材養成の分野においても、短期的な経済情勢、国の支援策の如何等によらない、恒常的で持続可能な産学連携の体制の構築が求められる。

具体的には、大学院と産業界が、目指すべき人材養成目標とそれに即して修得すべき専門的知識・能力の内容を共有して、産学協同で教育プログラムを開発・実施することや、単位認定を前提とした長期間の実践的なインターンシップの実施などが考えられる。

その他、それぞれの専攻分野や業種などに応じて、大学院の側と産業界側の情報交換の場を設けることも重要であり、職能団体や学協会等はこのような場の設定に主体的な役割を果たすことが期待される。

なお、税制面においては、平成17年度から、人材養成に積極的に取り組む企業について教育訓練費の一定割合を法人税額から控除する人材投資促進税制が創設されたことを踏まえ、産業界等は、このような制度の積極的な活用等により大学院教育に係る支援体制を充実することが期待される。

<大学院修了者のキャリアパスの多様化>

高度な知識基盤社会を支える人材として、専門応用能力を有する博士、修士課程の学位の取得者が、今後、社会の多様な場で活躍することが重要である。特に、博士課程の学位取得者について、産業界においては、研究開発をマネジメントできるリーダーとしての役割のみならず、産学官連携プロジェクトを構築するなど産学官連携を実践する鍵としての役割も期待されるが、米国と比べて民間企業への就職は少ないと考えられる。

また、知識基盤社会においては、最先端の研究成果を創出し、新たな知識体系を構築していく知識創造型の人材のみならず、社会のニーズや課題に対して、必要な知識を活用・統合して新たな価値や解決策を創出していくことができる人材の活躍が求められる。

このため、大学院教育の改革や人材養成面での大学と産業界等との連携を強化するとともに、学生はもとより、大学、産業界等の各主体が、博士課程修了者は大学の研究者になることが当然という意識を改める必要がある。

博士課程修了者等の多様なキャリアパスの開拓を図るため、各大学院においては、幅広い知識・能力に裏打ちされた高度な専門性を培い、社会のニーズの変化に対応できる人材養成を行うよう、教育内容・方法の改善や教員の資質向上、インターンシップへの参加を含む学生のキャリアパス形成に関する指導、博士課程修了者の研究市場への積極的なアピール等に取り組むことが求められる。

企業等においては、大学院教育に対する自らのニーズを明確に示すことや、博士号取得者等について、年齢等にかかわらず、課題探求能力等の実力を適正に評価して人材の登用を行うなど、今後の知識基盤社会における国際的な競争に耐えられる職務体制・人材の配置などの構造的改革に向けた努力が求められる。企業側のこのような意欲的な取組を評価し、顕彰することも有効であると考えられる。

また、研究者や高度な専門的知識を持つ者が多様に流動する社会が構築されることも重要であり、大学と企業等との人材交流を推進することも必要である。

大学や企業等、双方におけるこれらの努力及び社会的評価を踏まえつつ、国は、産学連携による人材養成の取組への支援や、社会ニーズを踏まえた魅力ある大学院教育を行う大学院への支援を行うことが必要である。

(3) 学修・研究環境の改善及び流動性の拡大 学生に対する経済的支援及び流動性の拡大のための方策

博士課程（後期）レベルにおける優れた人材の育成を行うため、博士課程（後期）在学者等を対象とした経済的支援策の充実を図ることが重要である。

【具体的取組】

特別研究員制度（フェローシップ）及びTA（ティーチングアシスタント）・RA（リサーチアシスタント）等としても活用できる競争的研究資金の拡充
学生への経済的支援制度の審査等の早期化

学生においても、高度な研究水準にある大学院等で、異なる研究経歴の教員から多様な視点に基づく教育研究指導を受けたり、異なる学修歴を持つ学生の中で互いに切磋琢磨しながら自らの能力を磨いていく教育研究環境に豊富に接していくことが重要であり、学生の流動性を拡大していくことが必要である。

【具体的取組】

大学院入学後の補完的な教育プログラムの提供

さらに、社会人の大学院教育に対する期待に応えるため、そのニーズを的確に受容し、大学院教育へのアクセスの拡大を図っていくことが重要である。

【具体的取組】

企業等におけるキャリアパス形成に応じた各大学院におけるリカレント教育の実施
社会人の大学院への進学・再入学についての産業界等による支援

< 学生に対する修学上の支援の充実 >

博士課程（後期）レベルにおける優れた人材の育成を行うため、博士課程（後期）在学者等を対象とした修学上の支援の充実を図ることが重要である。これまで、特別研究員制度（フェローシップ）及びTA（ティーチングアシスタント）・RA（リサーチアシスタント）等としても活用できる競争的研究資金の拡充等を行ってきたところであり、これを引き続き推進することが必要である。

今後は、これらに加え、進学意欲を持つ優秀な学生が経済的な事情から進学を断念することがないように、大学院受験前など可能な限り早期に、予約奨学金や授業料免除などの経済的支援制度が受けられるか否かを判断することができる措置について検討する必要がある。

なお、修学上の支援とあいまって、競争的な教育研究プロジェクト資金の活用に当たっては、教育の組織的な展開の中で優秀な学生の自主的な研究遂行能力を伸長させることを重視した支援に意を用いることも検討すべきである。

また、これらの競争的研究資金の拡充や経済的支援の判断を可能な限り早期に行う仕組みなどの導入は、各大学院が自らの教育改革に積極的に取り組むことへのインセンティブにもつながるものと考えられる。

< 学生の流動性の拡大 >

今後の知識基盤社会にあって、グローバル化や科学技術の進展、人材の流動性の高い社会に対応できる若手研究者を養成するために、学生においても、高度な研究水準にある大学院等で、異なる研究経歴の教員から多様な視点に基づく教育研究指導を受けたり、異なる学修歴を持つ学生の中で互いに切磋琢磨しながら自らの能力を磨いていく教育研究環境に豊富に接していくことが重要であり、このような意味で、学生の流動性を拡大していくことが必要となる。

このため、各大学院においては、学生の流動性の拡大、あるいは学際的な分野の専攻などにおいて多様な学修歴を持つ学生等を受け入れることを促進する観点から、必要に応じて大学院入学後に補完的な専門教育を提供するプログラムを用意することが必要である。

また、学生の流動性を拡大する観点からも、学生に対する経済的支援の判断を可能な限り早期に行う仕組みの導入などを図っていくことが重要と考えられる。

< 社会人が学ぶための環境整備 >

今後の知識基盤社会の到来に向けて、多様な学修歴を持つ社会人の大学院教育に対する期待に応えるため、そのニーズを的確に受容し、大学院教育へのアクセスの拡大を図っていくことが重要である。

これまで大学院教育へのアクセスの拡大については、夜間大学院、通信制大学院及び昼夜開講制大学院の制度の創設等、改善が図られてきた。また、近年では、学生が柔軟に修業年限を超えて履修し学位等を取得する長期履修学生制度や、修士課程短期在学コース（1年制コース）・長期在学コースの制度の創設といった整備が図られている。

このほか、最近では、社会人を含めた多様な学習者の利便に資するため、サテライト・キャンパスの設置等も行われている。このような種々の制度的改善と社会人の大学院教育に対する期待があいまって、社会人の大学院への入学者は急激に増加しており、今後の大学院は、社会人教育を対象とした多様な制度を活用し、大学院教育へのアクセスの拡大を一層推進していくことが重要である。

また、社会人の再学習需要や経済情勢・雇用形態の変化等を踏まえ、企業等におけるキャリアパス形成に応じたりカレント教育、具体的には、企業内の再教育・研修等を目的とした大学院教育プログラムの実施や、大学院の一定のコースないし科目〔群〕を学んだ成果として学位以外の修了証を授与することなどの積極的な普及・促進が期待される。

また一方で、このような大学院における社会人受入れの一層の促進を図るために

は、今後は、産業界が社会人の大学院への進学・再入学をより積極的に支援していくことが求められる。例えば、雇用関係を一旦離れてから進学・再入学し学位を取得した者に対して採用の機会を提供し、採用後は十分な処遇を用意することなど、人事・処遇を含めた職務体制・環境の見直しが求められる。

さらに、十分な研究実績がある社会人の大学院教育に対する学習需要に応えるため、その研究歴等を勘案した上で適切な教育・研究指導を行うことなどを目的とした博士課程短期在学コースの創設の検討等を行っていくことが必要である。

若手教員の教育研究環境の改善及び流動性の拡大のための方策

大学院の教育研究機能の活性化を図っていくためには、若手教員の研究環境の改善、とりわけ、博士課程学生からポスドク、「助教」等といった大学における教員・研究者としてのキャリアの各段階に応じた体系的な研究支援措置の推進を図っていく必要がある。

【具体的取組】

若手教員のキャリアパスに応じた体系的な教育研究環境の整備

我が国の大学院の教育・研究能力を高めていくためには、多様な場での教育活動の実践経験や豊富な研究経歴を有する大学教員・研究者が相互に刺激しあい影響されるような教育研究環境を整えていくことが重要であり、教員・研究者の流動性を拡大していくことが必要である。このような人材の流動性拡大の検討に当たっては、産学官の広い枠組みの中で社会全体の流動性の拡大を推進していくことが必要である。

【具体的取組】

各大学院による教員の流動性拡大に関する取組の実施

各大学院における教員の流動性に関する取組を競争的研究資金の審査・評価へ反映

企業等における研究者の流動性に関する取組の実施

< 若手教員の教育研究環境の改善 >

現在、若手教員の研究上の独立性が確保され、より流動的・競争的な環境の中で研究を進められるような研究体制や、研究支援者など研究者が研究に専念できるような研究支援体制の整備が十分ではない等、若手教員の教育研究環境の改善に関する課題が指摘されている。

大学院の教育研究機能の活性化を図っていくためには、教育機能の充実・強化とともに、大学院の施設・設備の充実や博士課程学生からポスドク、「助教」等といった大学における教員としてのキャリアの各段階に応じた体系的な研究支援の推進など若手教員の教育研究環境の改善を図っていく必要がある。

安全で効果的に教育研究に専念できる教育研究環境の整備に当たっては、計画的に施設・設備の充実に努めることが必要であり、外部資金等も活用しつつ、国内外の優秀な学生や研究者を引き付ける魅力に富んだ世界水準の教育研究環境を整備していくことが望まれる。

その際、若手研究者の研究環境の改善を図り、大学院の教育研究機能の活性化を促進する観点では、博士課程学生、ポスドク、「助教」等の若手研究者の研究スペースの確保等、若手研究者の活躍の場に配慮しつつ組織的な教育研究を展開していけるような施設マネジメントの取組が極めて重要となる。

また、学内での共同利用等を積極的に進めるなど、既存施設・設備を効果的に活用するとともに、大学の枠を超えた共同利用、重点配置等の視点も必要である。

人社系大学院

今後、専門職学位課程の増設など人社系大学院の機能の分化と拡充が見込まれる中で、教員組織、教材、文献等資料、設備、スペースなどの教育研究環境の充実が極めて重要となり、これに対する国等の支援が必要である。

また、社会人学生を含め、大学院生の多様な学習ニーズに応えるためには、マルチメディア教材や電子化図書の利用、e-Learningの導入なども有効であり、このため、学術情報も含めた情報インフラの整備が必要である。

理工農系大学院

理工農系の各分野において、諸外国の学生や研究者にとっても魅力ある大学院となるよう、国際水準の教育研究環境が整備されることが重要であり、施設、設備、教育スタッフ、支援スタッフ等の確保に向けて各大学が努力するとともに、国等が各大学の取組を重点的に支援することが求められる。

科学技術の発展、生物生産活動の高度化、自然環境問題の深刻化、さらには災害問題への対応などから、今後、農場、演習林、臨海臨湖実験所、水産実験所、実習船、地震や防災等に関する研究所などの実験・実習系の附属施設が、大学院における人材育成や研究活動に果たす役割が拡大していくと考えられる。

このため、研究データ等のネットワーク化や大学を超えた実習活動に供するなど、このような附属施設について、教員や学生の共同利用を積極的に進めていくことが求められる。

また、工学分野においては、高度で創造的なものづくりをチームワークにより行う「プロジェクト・ベースド・ラーニング」(PBL)などによる実際的な技術教育が導入されてきている。このため、高度で創造的なものづくりを可能とするスペースや設備の整備など実験・実習のための施設機能の向上が望まれる。

大学院生の多様な学習ニーズに応えるためには、マルチメディア教材や電子化図書の利用、e-Learningの導入などが有効であり、これらの情報環境の整備に努めていくことも望まれる。

医療系大学院

医療系の各分野において、研究者や高度専門職業人等の人材養成機能及び学術研究機能をさらに一層充実させるためには、国際水準の教育研究環境が整備されることが重要であり、教員の増や教育スタッフ・支援スタッフ等の確保、施設・設備の整備等に伴う予算の充実など、国などによる財政支援が不可欠である。

若手教員のキャリアパスについては、各大学において、任期制等を活用し、優秀な人材を適切に活用していくことが求められるが、分野によっては、米国において導入されている任期付雇用期間中に審査を経てテニユア（終身在職権）を取得する

テニユア・トラック制を適用することも効果的であると考えられ、本制度の趣旨である若手教員の自立性の確保のためには、スタートアップのための資金の支給、研究スペースの確保、研究支援体制の充実等により、テニユア・トラックにある若手教員が資質・能力を十分に発揮できるよう、研究に専念できる体制を整備していくことが不可欠である。

若手研究者への支援については、これまでフェローシップや競争的研究資金及びその間接経費の拡充が図られてきている。今後、若手教員の研究環境のより一層の改善を図るため、これらの経費の充実に加え、博士課程学生、ポスドク、「助教」等の教員としてのキャリアの各段階に応じた支援を図っていく必要がある。具体的には、主な支援措置として、

博士課程学生の段階にあっては、特別研究員制度（DC）や各種競争的研究資金によるTA・RA等を通じた支援

ポスドクの段階にあっては、特別研究員制度（PD・SPD）やポスドクを対象に含めた各種競争的研究資金による支援

「助教」にあっては、スタートアップを含めた環境整備（研究費、設備の措置等）や「助教」等の若手教員を対象とした各種競争的研究資金による支援などが考えられる。

なお、このような各種支援策の推進に当たっては、大学院研究科専攻等の組織としての教育研究機能等に支障が生じることがないように、職務の分担及び連携の組織的な体制が確保されるよう配慮することが重要である。

<教員・研究者の流動性の拡大>

我が国の大学院の教育研究能力を高めていくためには、多様な場での教育活動の実践経験や豊富な研究経歴を有する大学教員が相互に刺激しあい、影響されるような教育研究環境を整えていくことが重要であり、教員・研究者の流動性を拡大していくことが必要である。

このような人材の流動性拡大の検討に当たっては、大学のみ閉じた議論を行うことは有効ではない。博士課程修了者は大学教員になるものといった単線のキャリアパスではなく、今後の知識基盤社会にあっては、博士課程修了者が研究・教育機関のみならず広く社会の多様な場で活躍していくことや、産業界等と大学を行き来するような複合的なキャリアパスを想定し、産学官の広い枠組みの中で社会全体の流動性の拡大を推進していくことが必要となる。

各大学院においては、今後とも教員の採用の公募制、任期制の導入等を進めていくとともに、各大学院の自主的な検討に基づき、採用選考・人事システム等の改革を図っていくことが必要であり、例えば、以下のような取組も考えられる。

教員を任期を付さない職に就ける際には、学士課程修了後に所属する大学等の組織を少なくとも一回変更した者を選考することを原則とする（「一回異動の原則」）

分野によっては、若手教員が、任期制等により一定期間裁量ある自立した研究者としての経験を積んだ上で、外部審査委員の参加などによる厳格な審査を実施し、その間の業績や研究者としての資質・能力が高いと認められた場合には、任期を付されず、かつ一般に上級の職に昇進させるなどの仕組みの導入（我が国の研究者のキャリアパスや各分野の教員組織等の事情に合わせたテニユア・トラック制の導入）

また、教育・研究機関の組織全体を通じてのシステム改革や人材養成等を目的としている競争的研究資金制度等については、各大学院の採用選考・人事システム改革の取組、又は各種サポート体制の整備等の若手教員の自立性や流動性を高めるための取組を審査・評価の一指標とする等の方策を講じることも重要である。

企業等は、我が国で最も多くの研究人材を抱えており、大学等との人材の流動化を進めることにより、多様な研究経歴を持つ研究人材が切磋琢磨する中で技術革新を図り、我が国の産業競争力の強化を図ることが求められている。

また、今後の知識基盤社会にあっては、新たな知見や価値を創出していく人材を数多く輩出し、知的セクターを形成する研究基盤の重層化を図っていくことが、国全体の持続的な発展のために極めて重要である。大学院と企業等においては、このような基盤を形成するために、大学院と社会とを往復しながら研究者等の資質・能力の向上を図っていけるような社会へと転換していくことが求められる。

しかしながら、企業等における研究人材の異動回数は比較的少なく、機関を越えての人材の流動性が低いとの指摘がある。

このため、例えば、

修士・博士等の学位の種類に応じた適切な採用・処遇に配慮すること、とりわけ博士号取得者について、年齢等にかかわらず、課題探求能力等の実力を適正に評価して人材の登用を行うこと

企業等の研究者・技術者が、一定期間大学等他の研究の場で研鑽を積むことや、博士課程へ進学、再入学して学位を取得することへの人事・処遇面に係るインセンティブを付与すること

大学院・企業等が同様の専門分野で任期付研究者やポスドクに関する人材交流を進めること

など、今後の知識基盤社会に向けた努力が求められる。

2 国際的な通用性、信頼性の向上（大学院教育の質の確保）のための方策

（1）大学院評価の確立による質の確保

事前評価（設置認可制度）と事後評価（認証評価制度など）の相互の適切な役割分担、協調の確保等を通じて、全体として大学の質を保証する大きな枠組みを確立していくことが重要である。とりわけ、事後評価については、大学関係者等の協力を得ながら社会に早期に定着し、実効性ある評価へと発展・充実させていくことが急務となっている。

今後、事後評価の制度については、

自己点検・評価

認証評価

評価団体の適正さを担保する仕組み

の3つの仕組みにより、大学院の特性に応じた適切な評価が多様な観点から行われる体制を整えていくことが必要である。

さらに、将来的には、認証評価について、大学全体を組織体として評価する「機関別評価」に加え、大学院教育の専門性に沿った「専門分野別評価」を導入していくことが適当である。

【具体的取組】

実効性ある大学院評価の展開に向けた関係機関の取組の推進

大学院の専門分野別自己点検・評価の促進

大学院教育の質に関する積極的かつ有用な情報の提供の促進

< 大学院評価の目的と方向性 >

学習者をはじめとする社会的な信頼を保持し、国際的な通用性、信頼性のある高等教育の質を確保するための新たな高等教育システムを確立していくことが重要な課題となっており、このような観点から、これまで自己点検・評価や認証評価など、大学等の質の保証に関する各般の制度が導入されてきた。

今後は、事前評価（設置認可制度）と事後評価（認証評価制度など）の相互の適切な役割分担、協調の確保等を通じて、全体として大学の質を保証する大きな枠組みを確立していくことが重要である。

とりわけ、事後評価については、大学関係者等の協力を得ながら社会に早期に定着し、実効性ある評価へと発展・充実させていくことが急務となっている。

また、今後、事後評価の制度については、

自己点検・評価

認証評価

評価団体の適正さを担保する仕組み

の3つの仕組みにより、大学院の特性に応じた適切な評価が多様な観点から行われる体制を整えていくことが必要である。

大学院評価は、大学院の教育研究水準、組織運営の一層の向上・改善に資することを目的とするものであり、各大学院におけるこれまでの教育研究活動が適確に評価され、これにより、各大学院の教育研究活動がより一層効果的・効率的な形で発展していけるようなものとする必要があり、もとより、評価自体が自己目的化することがあってはならない。

これらを踏まえ、将来的には、認証評価について、大学全体を組織体として評価する「機関別評価」に加え、大学院教育の専門性に沿った「専門分野別評価」を導入していくことが適当である。

その際、大学院の専門分野別評価は、各大学院が自主的・自律的に設定した課程の目的に即して体系的な教育内容・方法が構築、実践されているかどうかを評価・改善していく考え方が基本となる。

また、専門分野別評価の発展を図るに当たっては、様々な自発的展開が期待されるが、現状に照らして、まず、大学評価の取組の基本である自己点検・評価において、専攻単位を基本とする専門分野別評価の促進とその定着を図りながら、専門分野別の第三者評価への基盤の確立等を図っていくことが適当である。

さらに、専門分野別事後評価システムの運用に当たっては、例えば、博士課程（後期）に限って、設置認可申請の際に行われるような教員個人の教育・研究指導能力についての評価を行うことも有効であると考えられる。

現在、例えば、日本技術者教育認定機構（JABEE）により工学系の学士課程を中心とした技術者教育を評価・認定する活動が行われているが、今後は、大学院の教育の課程を対象とした専門分野別第三者評価について、大学関係者や学協会等により、このような取組を行う機関が形成されていくことを強く期待するとともに、既に制度的に導入されている専門職大学院を対象とした認証評価機関の展開状況も踏まえつつ、国としても形成・導入に関する支援方を講じていくことが必要である。

なお、大学院における研究活動の評価の質の向上のために、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成17年3月29日内閣総理大臣決定）の趣旨を適切に反映した評価を行うことが適当である。

< 実効性ある大学院評価の展開に向けた関係機関の取組の推進 >

国、大学及び評価機関は、実効性ある大学院評価の展開に向けて、従来の取組に加えて、今後、主に以下のことに取り組むことが求められる。

【国の取組】

大学院教育の質を確保していくため、以下の条件整備を実施していくこと

- ・ 大学院の専門分野別自己点検・評価の促進
- ・ 大学関係者や学協会等により大学院の専門分野別第三者評価を行う機関の形成

- ・導入に関する支援
 - ・専門分野別評価を行う評価団体の適正さを担保する仕組みの検討
- 国公立大学等を対象とした競争的に配分される資金制度について、それぞれの資金制度の目指す目的に応じ、その審査・評価に当たって大学院の専門分野別自己点検・評価などの結果を活用していくこと
- 大学関係者をはじめ広く国民を対象として、説明会等の機会を通じ、大学の質の保証に関する趣旨、重要性についてより積極的に説明責任を果たしていくこと

【大学院の取組】

自己点検・評価や第三者評価を自らの教育研究活動の改善サイクルの中に明確に位置付け、また、評価を行う責任体制を明確にするとともに、必要な事務体制を確立していくこと

評価に必要と考えられる情報（例えば、定員充足率、教育研究指導の状況、学位授与率、学生の経済的支援の状況、就職先等）を、各大学院の自己点検・評価の項目等を踏まえ、活用しやすい形でシステム化していくこと

【評価機関の取組】

評価項目の不断の見直しを行うとともに、学位の国際的な通用性を確保する観点に立って評価を行うこと

必要に応じて評価結果に対する大学の改善状況をフォローアップしていくこと
社会に対して評価結果を分かりやすくかつ積極的に公表していくこと

< 大学院の専門分野別自己点検・評価の促進 >

各大学院の課程の目的が明確に示されるよう、今後、大学院設置基準に関係規定を新たに置くことが適当である。これを踏まえ、各大学院において教育の課程を編成する基本となる組織である専攻単位で課程の目的に即した教育研究活動の状況を点検・評価する専門分野別自己点検・評価を促進していくことが適当である。

その際、点検・評価の項目については、現在行われている機関別自己点検・評価において各大学が設定している項目などを踏まえつつ、専門分野の別、新設・既設の別、通学制・通信制の別等の実情に応じ、各大学院の判断により適切な項目が設定されることが基本である。

点検・評価結果については、各大学院が積極的に社会に公表し、社会の評価を受けることなどを通して、各課程の教育内容・方法の継続的な見直し・改善を図り、自らの教育研究水準の一層の向上に努めていくことが必要である。

さらに、これらの効果をより一層確かなものとするために、当該点検・評価結果について、各大学院の判断により、外部検証を行っていくことが望まれる。

大学院の専門分野別自己点検・評価は、大学全体の教育研究活動の状況とも密接な関連を持つことから、その実施時期については、大学全体を組織体として点検・評価する機関別自己点検・評価の前段階として実施し、効率的でより充実した点検・評価とすることが望まれる。

< 大学院教育の質に関する積極的かつ有用な情報の提供の促進 >

大学院への進学希望者や大学院修了者の雇用や共同研究を実施する企業などの大学院教育の直接の受益者等が求めている大学院教育の質に関する情報を、自己点検・評価結果などを活用し、国際的にもわかりやすくかつ積極的に公表していくことが重要である。

このため、各大学院（専攻等）の専門分野別自己点検・評価などの結果に関する情報、設置認可の際の課題、人材養成の目標（課程の目的）、教育内容・方法、教員組織、学位の種類、学生の修了後の進路、学生への経済的支援の内容などの多様な項目のうち、それぞれ利用者の視点をも踏まえつつ、専攻分野別に集約・整理し、大学院教育の質に関する情報として、公表していく取組が望まれる。

なお、自己点検・評価の具体的項目については、各大学が上記の考え方を踏まえ、策定するものであるが、例えば、以下のような視点が考えられる。

各大学院が行う専門分野別の自己点検・評価の項目イメージ（例）

（基本）

課程の目的・役割：課程の目的・役割が明確であること（学則、研究科規程等での規定）

（教育・研究活動の実践）

体系的な教育課程：課程の目的等に沿った体系的な教育課程の構築

- ・ 課程の目的等に沿った教育内容・方法（カリキュラム）編成
- ・ 組織的な教育内容・方法の見直し・改善（FD）

大学院組織：体系的な教育課程を提供するための教員・学生所属組織の構築

- ・ 体系的な教育課程を提供するための適切な教員・学生所属組織
- ・ 学生の進学需要、社会の人材養成需要を踏まえた入学定員・収容定員設定
- ・ カリキュラムを重視した公正・透明な教員の採用方法
- ・ 教員の教育評価の方法と人事・処遇への反映方法

教育研究指導：課程制大学院制度の趣旨に沿った教育研究指導の構築

- ・ 各種授業に応じた教育研究指導の方法
- ・ 円滑な学位授与（学位授与のプロセスの明確化、課程博士の授与状況）

教育研究活動：特に、教育活動が活性化するための基盤の構築

- ・ 教員・学生の流動性向上に関する方策
- ・ 学生間の競争的環境の醸成
- ・ 学生の学習支援環境（施設・設備）の整備

学生支援：学生の経済的支援とキャリアパス形成の構築

- ・ 学生への経済的支援状況

- ・ 優秀な学生のキャリアパス形成に関する教員の指導状況
- ・ 学生の進路（就職先など）の状況（課程の目的（人材養成）との検証含む）

大学院運営 : 大学院の教育研究活動が有効に機能するための運営マネジメント（プロセス管理）の構築

- ・ 専攻等における教育・研究活動（体系的な教育課程、大学院組織、教育研究指導、教育研究活動、学生支援など）の状況を組織的に把握・改善する仕組み
- ・ 専攻等における教育・研究活動の明確な意思決定方法

（大学院評価）

自己点検・評価 : 課程制大学院制度の趣旨に沿った自己点検・評価体制の構築

- ・ 自己点検・評価を行う組織体制
- ・ 自己点検・評価項目・方法の適切な見直し

（地域・社会貢献）

情報発信 : 課程の目的、魅力ある教育内容・方法などの積極的な情報提供

本例示はあくまで参考であり、具体的な項目については、各大学においてそれぞれの特色等を踏まえて策定。

(2) 国際社会における貢献と競争

大学院の教育研究を通じた国際貢献・協調

我が国の大学院が教育研究を通じた国際貢献・交流を推進することは、大学院の国際的な通用性、信頼性を確保し、世界規模での競争力の強化を促進する上で意義があるものである。

また、国境を越えて展開される教育の提供によるアクセスの拡大を推進するに当たっては、我が国の学位の国際通用性の確保に十分留意することが必要であるとともに、国際的な大学の質保証システムの構築が必要であり、それに向け、我が国は積極的に貢献すべきである。

【具体的取組】

各大学院における国際化戦略支援

国際的な大学の質保証に関する協議への参加・貢献

近年、我が国の大学院では留学生が急増しており、これは、諸外国との相互理解の増進と人的ネットワークの形成に効果的であるほか、留学生との交流を通じて国際的な視野を持った日本人学生の育成と開かれた活力ある社会の実現や、我が国の大学の国際化、国際競争力の強化、国際社会に対する知的貢献といった点において意義があることである。

その一方で、留学生の学位授与率の低下などに見られる質の低下が懸念されており、「新たな留学生政策の展開について」(平成15年12月中央教育審議会答申)等を踏まえて、外国人学生が学ぶための環境整備を進め、留学生の質の確保と受入れ体制の充実を図っていく必要がある。

また、我が国の大学院においても、海外分校・拠点の設置、外国の教育研究機関との連携、e-Learning(情報通信技術を利用した履修形態)等を通じた国境を越えた教育の提供や研究の展開を行うなど、国際的な大学間の競争と協働が進展している。

我が国の大学院が海外の教育研究機関との教育・研究面での連携体制を構築することにより、教育研究を通じた国際貢献・交流を推進することは、

- ・国際社会における競争と協働を通じた我が国の大学教育の魅力の向上
- ・国際的に通用する教育研究水準の確立
- ・国際的な幅広い視野を持った人材の養成
- ・我が国の知的国際貢献

等を促し、大学院の国際的な通用性、信頼性を確保し、世界規模での競争力の強化を促進する上で意義があるものであり、国としても、各大学院における国際化戦略を支援していくことが重要である。

国境を越えて展開される教育の提供によるアクセスの拡大を推進するに当たって

は、我が国の学位の国際通用性の確保に十分留意することが必要であるとともに、各国の大学制度、各大学の適格認定を含めた評価、教育内容、学位の通用性などについて判断できる国際的な大学の質保証システムの構築が必要である。その構築に向けて、我が国は積極的に貢献すべきである。

我が国の大学と外国の大学の双方で学位を得られるようなプログラムの開発も期待されるが、各大学院におけるこのようなプログラムの検討に当たっては、我が国の課程制大学院制度の趣旨、学位制度等の在り方を踏まえ、我が国の大学院が授与する学位として相応しいものとなるよう留意する必要がある。

また、我が国の大学院が、外国人学生が学ぶための環境を整備し、積極的に受け入れることは、今後の知識基盤社会の中でますます重要となる我が国と諸外国との間の親密な人的ネットワークを形成するとともに、相互理解の増進や友好関係の深化を図る上で重要である。

国際競争力のある卓越した教育研究拠点の形成支援

今後更に国際競争力のある大学づくりを推進するため、創造性・柔軟性豊かな質の高い研究者の養成が期待される卓越した教育研究拠点に対する重点的支援を一層強力に展開することが重要である。

このため、「21世紀COEプログラム」の実績を踏まえ、より充実・発展した形で拠点形成が推進するよう、今後の在り方を検討し、具体化していく必要がある。

国際競争力のある世界最高水準の大学づくりを推進するため、大学の構造改革の一環として、第三者評価に基づく競争原理により世界的な研究教育拠点の形成を重点的に支援する「21世紀COEプログラム」が平成14年度から実施されているところであるが、今後更に、国際競争力のある大学づくりを推進し、世界に伍する教育研究を積極的に展開するため、国際的にも魅力ある教育実施体制と高度な学術研究を基盤として、創造性・柔軟性豊かな質の高い研究者の養成が期待される卓越した教育研究拠点に対する重点的支援を一層強力に展開することが重要である。

本審議会答申「我が国の高等教育の将来像」においても、大学の機能別分化の一つとして、「世界的研究・教育拠点」が挙げられており、このような大学全体の構造改革の方向性の中で、「21世紀COEプログラム」の評価・検証を踏まえ、その質的な向上を図るべく、今後の在り方を検討するものとして、ポスト「21世紀COEプログラム」の在り方を検討し、より充実・発展した形で具体化していく必要がある。

その際、今後、我が国が、大学のみならず国全体の国際競争力を強化し、持続的に発展していく観点から、国公立大学を通じた競争的環境の下で、国際的にも魅力ある世界的な教育研究拠点（人材養成の場）の形成を重点的に図る、との最も基本的な考え方は堅持していくことが適当である。

具体的には、大学における優れた研究者養成機能の活性化、独創的・先端的な基礎研究水準の向上、我が国の知的・文化的価値の創造・充実に資するため、その研究基盤の重層化、豊富化を図ることを目的とすることが適当である。

このため、その対象を特定の学問分野、研究領域等に偏った重点支援の方法ではなく、基礎研究の場の多様性の確保、学際・融合・新領域の創成等の観点から、全ての学問分野を範囲として、世界最高水準の卓越した教育・研究の実施が期待される拠点への重点的支援を実施すべきである。

また、各大学において拠点形成を進めるに当たっては、学内における大学院の組織編成を柔軟に行い、学内のみならず学外との連携を強化して、優秀な研究者と学生が集積するような工夫・試みも必要である。

なお、このような拠点への重点的支援を行うに当たっては、国は、大学の教育研究活動に係る直接的な支援のみならず、これら世界最高水準の拠点に対する施設・

設備の整備や拠点形成の国際化への対応、学生への経済的支援の実施などの関連支援を併せて充実していくことも重要である。

第3章 大学院教育の改革を推進するための計画と社会の役割

1 大学院教育の改革に向けて早急に取り組むべき施策

今後の大学院教育の改革の方向性、展開方策等について、国は、今後5年間程度の期間において早急に取り組むべき重点施策を明示し、体系的かつ集中的な施策展開を図っていくとともに、各大学はそれを踏まえつつ、大学院教育の充実を図っていくことが望まれる。

これまでに述べた今後の大学院教育の改革の方向性、展開方策等を名実ともに実現し、実効性をもって機能させるためには、国、大学等の関係者が本中間報告の趣旨・内容を理解し、組織的な検討と取組が活発に行われなければならない。

このため、国は、大学院における今後5年間程度の体系的かつ集中的な取組計画（大学院教育振興プラットフォーム（仮称））を策定し、それに基づいた施策展開に努めていくことが適当であり、例えば、数値目標や年次目標、定性的な指標等を組み合わせて掲げることが必要である。その際、各大学院における自主性・自律性に配慮し、一律の数値目標等が多様な取組を阻害することがないよう留意するとともに、その進捗状況等に応じて、機動的に見直しを図っていくことが重要である。また、地域社会、産業界等の幅広い理解と支援を得たものとしていく必要があることにも留意する必要がある。

この「大学院教育振興プラットフォーム（仮称）」は、生涯学習社会における学校教育の体系的位置付けを踏まえた大学改革の一環として実施していくことが基本であるが、科学技術創造立国を掲げる我が国としては、高度な人材養成の中核機関である大学院が今後の我が国の科学技術の振興の基盤をなすという視点を持つとともに、現在、策定に向けて検討中の「第3期科学技術基本計画」との関係に留意して進めていく必要がある。

さらに、国公立大学それぞれの特色や教育研究目的、中期的な目標計画等に即して、世界的研究・教育拠点の機能や高度専門職業人養成の機能といった、大学院の教育研究機能に重点を置く大学は、この「大学院教育振興プラットフォーム（仮称）」の策定・実施にあわせ、自らの大学院の教育改革計画を策定・公表していくことも効果的であり、その場合、国の各種支援の実施に当たっては、その支援の目的に応じ、各大学院の教育改革計画について、その実現可能性、将来性等を、審査・評価の一指標としていくことも考えられる。

2 大学院教育の改革を推進するための社会の役割

平成17年1月の本審議会答申「我が国の高等教育の将来像」で述べたとおり、高等教育機関は、国公立を通じ、その特色に応じ、教育・文化、科学技術・学術、医療、産業・経済等社会の発展の基盤として中核的な機能を有する極めて重要な存在であり、人文・社会科学、自然科学の各分野におけるバランスの取れた教育研究の推進が欠かせない。高等教育に関しては、学生個人とともに、高等教育を受けた人材によって支えられる現在及び将来の社会もまた受益者である。

これを踏まえ、大学院教育を含めた高等教育に要する費用は、学生個人のほかに、産業界等を含む社会全体も負担すべきものであり、高等教育への公財政支出の拡充とともに民間企業や個人等からの資金の積極的導入に努めることが必要である。

とりわけ、今後の知識基盤社会にあって、大学院の教育研究機能の強化は、科学技術・学術の振興や産業・経済の発展等と密接な関連を持つ。大学院が、社会の多様なニーズに的確に対応しながらその役割を果たしていくための基盤をより一層確かなものとしていくためには、その財政的基盤の一層の充実が必要なことは論を待たない。

高等教育への公財政支出については、GDPに対する公財政支出の割合や教育制度の相違など国により様々な条件が異なるため単純な比較は困難であるが、今後、高等教育に対する公的支出を欧米諸国並みに近づけていくような最大限の努力が払われる必要がある。その際、厳しい財政状況や高等教育への社会への負託をも踏まえつつ、すべての関係者が、高等教育の社会的価値や重要性について国民(=納税者)の理解を得られるよう説明責任を十分果たしていく必要がある。

これを踏まえ、今後の財政的支援は、国内的のみならず国際的な競争的環境の中において、高等教育機関が持つ多様な機能に応じた形に移行し、各機関がどのような機能に比重を置いて個性・特色を明確にするにしても、適切な評価に基づいてそれぞれにふさわしい適切な支援がなされるよう、機関補助と個人補助の適切なバランス、基盤的経費助成と競争的資源配分を有効に組み合わせることにより、多元的なファンディング・システムが構築されることが必要である。

また、競争的に配分される資金制度で行われる世界的な教育研究拠点の形成や優れた人材養成を目的とした魅力ある教育取組などの大学院教育の改革が一過性のものに終わらず、各大学院において不断の改善が行われ、それが定着していけるよう、支援に努めていくことも重要であるとともに、競争的資源配分の間接経費を充実することなどにより、学長のリーダーシップの発揮による大学の組織的な研究環境の充実を支援することも必要である。

<外部資金の導入促進>

高等教育機関への公財政支出の拡充を図る一方で、産業界等には、国内の大学を

投資対象として一層積極的に評価・活用することが求められる。

各企業の合理的な経済行動に影響を与えるためには、我が国の大学の教育研究水準や経営状態等に関する大学側からの適時適切な情報の提供が不可欠であるが、より効率的な投資行動のため、産業界側にも最新の正確な情報を能動的に収集する努力が自ずと求められる。

共同研究の実施や寄附講座の開設などの増加に見られるとおり、資金面を含めた産学の連携は促進してきているが、今後は、各企業の人材養成、研究開発戦略において、共同研究や共同教育プログラム等を産学連携の柱の一つとして明確に位置付けることが期待される。

今後の知識基盤社会にあって、短期的な経済情勢によらず産業競争力を持続的に維持・強化していける産学連携の体制の構築が求められる。

なお、研究面については、平成15年度から特別共同試験研究税額控除制度が設けられ、また、教育・人材養成面については、平成17年度から人材投資促進税制が創設されたところであり、企業側には、産学連携の体制の構築に当たり、このような税制面の優遇措置を積極的に活用していくことが期待される。

大学院教育振興プラットフォーム(仮称)のイメージ(案)

1. 今後の大学院教育の改革の方向性

今後の我が国の大学院は、その課程としての教育の実質化に取り組み、学位の国際的な通用性、信頼性の向上を図ることなどにより、国際的に魅力ある大学院教育の構築を図ることが極めて重要である。具体的には、次に掲げる改革の方向性に沿った施策の実行が必要である。

各課程ごとの人材養成機能(目的・役割)の明確化
 大学院教育の実質化(教育の課程の組織的展開の強化)と円滑な学位授与
 国際的な通用性、信頼性の向上(大学院教育の質の確保)
 組織的基盤の充実と卓越した教育研究拠点の形成(世界規模での競争力の強化)
 若手教員(研究者)等の教育研究環境の改善(キャリアパス等に対応した体系的な支援の実施)

2. 実施期間

平成18年度から平成22年度までの5年間

ただし、制度改正については、できるだけ早期の実現を目指す。

3. 具体的な取組施策

(1) 大学院教育の実質化

教育機能の抜本的充実
 課程の目的、単位の考え方の明確化
 修士課程及び博士課程(前期)の修了要件の見直し
 F Dの実施
 優れた大学院教育の組織的展開・普及
 各大学院における取組状況を広く情報提供
 学生への経済的支援
 奨学金の審査の早期化
 特別研究員、T A、R A等の資金制度の活用
 若手教員(研究者)の教育研究環境の改善
 キャリアパスに応じた体系的支援
 世界水準の教育研究環境の実現

など

(2) 国際的な通用性、信頼性の向上

実効性ある大学院評価の取組を推進
 成績評価基準の明示と厳格な成績評価の実施の義務付け
 専門分野別自己点検・評価の促進
 専門分野別第三者評価機関の形成・導入
 専門分野別自己点検・評価結果の整理・公表
 国際貢献・交流活動の活性化
 各大学院の国際化戦略支援

など

(3) 産業界等と連携した人材養成機能の強化

産業界等社会のニーズと大学院教育のマッチング
 産学協同教育プログラムの開発・実施
 実践的なインターンシップの実施
 産業界等と大学等の人材の流動化
 博士課程短期在学コースの創設
 大学院入学後の補完的な教育プログラム等の実施

など

(4) 国際競争力のある卓越した教育研究拠点の形成

21世紀COEプログラムの充実とポスト21世紀COEプログラムの具体化

: 主として制度改正に関する事項

: 主として取組支援に関する事項

用語に関する参考資料

(1) 大学院教育関係

【インターンシップ】

学生が在学中に、企業等において自らの専攻や将来希望する職業に関連した就業体験を行うこと。

【オフィスアワー】

授業科目等に関する学生の質問・相談等に応じるための時間として、教員があらかじめ示す特定の時間帯（何曜日の何時から何時まで）のことであり、その時間帯であれば、学生は基本的に予約なしで研究室を訪問することが出来る。

【課程制大学院制度】

一定の教育目標、修業年限及び教育課程を有し、学生に対する体系的な教育を提供する場として位置付け、そのような教育の課程を修了した者に特定の学位を与えることを基本とする大学院制度。我が国の大学院は、このような課程制大学院制度を採っている。

【キャリアパス】

キャリアは「仕事」、パスは「進路」の意。一般に、ある人がその仕事において、どのような学修歴・職歴や職種・地位を経て昇進していくのか経路を示したもの。

【G P (Good Practice : グッド プラクティス)】

本来、「優れた取組」という意味であるが、各大学が自らの大学教育に工夫を凝らした優れた取組で他の大学でも参考となるようなものを公募により選定する文部科学省の事業の通称。「特色ある大学教育支援プログラム」(特色G P)と「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」(現代G P)等がある。国公立を通じた競争的環境の下で、第三者による公正な審査により選定し、取組の内容を社会に広く情報提供するという点に特徴がある。

【高度専門職業人】

知見の活用や社会還元を担う者として、「理論と実務の架橋」を重視し、深い知的学識に裏打ちされた国際的に通用する高度な専門的知識・能力が必要と社会的に認知され、例えば、職能団体や資格をはじめとする一定の職業的専門領域の基礎が確立している職業に就く者が考えられる。

〔参考〕「大学院における高度専門職業人養成について（答申）」（平成14年中央教育審議会）

専門職大学院は、社会の各分野において国際的に通用する高度で専門的な職業能力を有する人材の養成が求められる各般の専攻分野で設置が期待される。国家資格等の職業資格と関連した専攻分野だけでなく、社会的に特定の高度な職業能力を有する人材の養成が必要とされている専攻分野、国際的に共通の水準の人材養成が必要とされるような分野等における設置が考えられる。現時点で、既に専門大学院として設置されている経営管理、公衆衛生・医療経営などのほか、法務、知的財産、公共政策（行政）、技術経営などの分野で高度専門職業人養成に特化した大学院が構想されている。更に、将来的にはより広い分野で多様なニーズが増大していくことも想定されることから、専門職大学院の設置の対象は特定の専攻分野のみに限定しないこととする。

【コースワーク】

学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修すること。

【TA（ティーチング アシスタント）】

優秀な大学院学生に対し、教育的配慮の下に、学部学生等に対するチュータリング（助言）や実験・実習・演習等の教育補助業務を行わせ、大学院学生への教育トレーニングの機会を提供するとともに、これに対する手当の支給により、大学院学生の処遇の改善の一助とすることを目的としたもの。

【テニユア・トラック制】

任期制等により一定期間、若手研究者が裁量ある自立した研究者としての経験を積んだ上で、厳格な審査を実施し、その間の業績や教員・研究者としての資質・能力が高いと認められた場合には、任期を付さずかつ一般に上級の職を与える仕組み。

【FD（Faculty Development：ファカルティ ディベロップメント）】

教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組の総称。その意味するところは極めて広範にわたるが、具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催などを挙げることができる。

【リカレント教育】

職業人を中心とした社会人に対して、学校教育の修了後、いったん社会に出てから行われる教育であり、職場から離れて行われるフルタイムの再教育のみならず、職業に就きながら行われるパートタイムの教育も含む。

【RA（リサーチ アシスタント）】

大学等が行う研究プロジェクト等に、教育的配慮の下に、大学院学生等を研究補助者として参画させ、研究遂行能力の育成、研究体制の充実を図るとともに、これに対する手当の支給により、大学院学生の処遇の改善の一助とすることを目的としたもの。

（２）学位関係

【学位】

学位は、大学の学部又は大学院教育修了相当の知識・能力の証明として、大学又は大学に準じた性格の機関（我が国においては、独立行政法人大学評価・学位授与機構）が授与するものである。もともと、中世ヨーロッパにおける大学制度の発足当時から、大学がその教育の修了者に対し授与する大学の教授資格として発足し、国際通用性のある大学教育修了者相当の能力証明として発展してきた。この歴史的経緯の中で、学位は学術の中心として自律的に高度の教育研究を行う大学が授与するという原則が国際的にも定着しており、逆に学位授与権は大学の本質的な機能と考えられてきたのである。学位の種類についても、修士のような中間段階の学位については国により多少の差異があるものの、学部教育の修了者に対し与えられる学士を第一学位、大学院博士課程修了者に与えられる博士を最高学位とするのが通例となっている。

（逐条学校教育法 鈴木勲編著 学陽書房）

大学の卒業者又は大学院の課程（修士課程又は博士課程）の修了者、あるいはこれらに準ずる者に対し、大学又は大学院教育修了相当の一定水準の知識・能力の証明として授与されるものである。沿革的には、中世ヨーロッパにおける大学発足以来、大学の教授等の専門職業資格的なものとして発生したが、今日では、高等教育修了相当の一定の能力の修得を社会的に証明するも

のとなっている。

(教育法令辞典 銭谷眞美編集代表 ぎょうせい)

【課程博士】

学位規則(昭和28年文部省令第9号)第4条第1項に規定する者、すなわち、博士課程の修了の要件は、大学院に5年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとされており、この課程を修了した者に対し授与する学位のことをいわゆる「課程博士」と呼んでいる。

【論文博士】

学位規則第4条第2項に規定する者、すなわち、大学が、当該大学の定めるところにより、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に対し授与する学位のことをいわゆる「論文博士」と呼んでいる。

【修了】

学校その他の教育機関において、所定の学科を修め終えることをいう。修業を完了したことの義である。通常、「卒業」と同意義であるが、場合によっては、「修了」の用語は、ある課程の一部についても、使われることがある。

(法令用語辞典 学陽書房)

【満期退学/単位取得後退学】

大学院の場合では、大学院の課程の修了要件のうち、当該課程に在学中に、論文の審査及び試験に合格することのみ満たすことが出来ず、当該課程を退学することの呼称として使われることがある。

なお、大学院の博士課程を満期退学又は単位取得後退学後、当該大学院に博士論文を提出し、大学院の博士論文の審査に合格した者は、学位規則第4条第2項に規定する者(いわゆる「論文博士」として扱うことになる。

【標準修業年限】

標準修業年限とは、修業年限を標準的なものとして定めるものであり、教育を行う側においては、教育課程そのものを当該年限の在学期間による修了を標準として編成するが、各学生の具体の修了要件に係る在学期間については、当該年限を標準としつつ、その能力に応じて弾力的に取り扱うことができるという考え方である。

(昭和49年 大学院設置基準の制定及び学位規則の一部を改正する省令の制定について(通達))

注) 標準修業年限は、研究科又は専攻ごとに5年以外の年限を修業年限として定めることを認める趣旨ではない。

【ジョイントディグリー】

ある分野で学位を授与された後に別の分野で教育を受けて学位を授与されるというように、一定期間(例えば、修士課程では4年未満に設定しているもの)において複数の学位を取得できるという履修形態を指す。なお、本形態は、学内で規程が整備されている等、組織的に行われているものをいう。

【メジャーマイナー(主専攻・副専攻制)】

主専攻分野以外の分野の授業科目を体系的に履修させる取組をいう。なお、本取組は、学内

で規程が整備されている等、組織的に行われているものをいう。

人社系大学院の目的とそれに沿った教育研究の在り方について

[人社系WG 報告書]

1 . 人社系大学院の目的・役割

< 博士課程の目的・役割 >

人社系大学院の博士課程においては、従来、教員養成分野を除いて、その前期・後期を通じ、研究者を養成することを基本に大学院教育を行ってきた。

最近では、以下のように、様々な事情から大学院に多様な学生が進学し、特に博士課程(前期)について、学生が求める教育機能が多様化しつつある。

- ・ 社会学分野の博士課程(前期)では、社会調査士の資格取得を目指す学生が多い。
- ・ 心理学分野において、修士の学位は臨床心理士の資格取得に不可欠となっている。
- ・ 教員養成分野の修士課程は現職の教員の再教育機能を、また、近年設置された教員養成分野の博士課程は、大学教員の養成機能を期待されている。
- ・ 経済学分野では、多様な動機の下に様々な学生が進学することから、これに対応した教育機能の整備が期待されている。

このため、区分制博士課程では、当面、同一専攻の中で、博士課程の前期・後期を通じた研究者養成プログラムと、博士課程(前期)を終えた段階で就職する学生のための高度専門職業人養成プログラムを併せ持つなどの工夫が必要である。

研究者養成プログラムでは、将来、それぞれの専門領域において研究者として自立できるだけの幅広い専門的知識と、様々な研究手法(研究に必要なフィールドワークや文献調査のデザイン等)や研究遂行能力、更には専門分野を超える幅広い視野を修得させる必要がある。

その場合、5年一貫制博士課程のみならず、区分制博士課程においても、その前期・後期を通じて一貫した体系的な教育課程を編成することが求められる。

国際的に見て、我が国の大学院に占める人社系の割合は極めて低く、このことが、我が国の大学の人材養成機能や研究機能の更なる充実・強化や、ひいては社会の発展を目指す上での一つの大きな障害となり得る可能性を十分考慮し、中長期的に人社系の大学院の拡充に向けての積極的な取組が必要である。

この点、人社系大学院は、世界的な規模での経済不安、環境問題、政治対立等の現代的諸問題の分析・解決への積極的な貢献が求められており、例えば、歴史、言語、民族、文化等を中心としてきた地域研究の分野は、これらの領域に加え、国際政治、開発経済等の領域とも連携・統合しつつ、各地域ごとの人材育成・研究の拠点としての大学院の整備を進めることにより、各分野の研究者や国際機関等における専門家等の育成が期待される。

< 修士課程及び専門職学位課程の目的・役割 >

「大学院部会における審議経過の概要」(平成16年8月12日)では、修士課程の目的・機能の一つとして、知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材層の養成を示している。このような人材の養成に当たっては、主として人社系大学院の修士課程が中核的な役割を果たすことが期待される。その際、生涯学習の機会を広く国民に提供する観点から、特に社会人等の受入れを念頭に置いた専攻を設置することなども必要である。

さらに、近年、特に東アジア地域において、急速な経済成長等を背景に環境破壊、ゴミ処理、食品安全等が深刻な社会問題となっており、人社系大学院の修士課程においては、こうした国々の行政官等を留学生として受け入れ、再教育する役割が求められている。同様に、国内の公共部門における人材養成への取組も期待されている。

専門職学位課程は、社会の各分野において国際的に通用する高度専門職業人の養成に特化した課程であるが、とりわけ社会科学分野を中心に、今後、その大幅な拡充が期待される。その際、設置の構想段階から、大学と関係の業界や職能団体とが十分に連携しつつ、社会の要請を十分に見極めるとともに、同時に、大学院における専門職学位課程として相応しい教育水準が維持されることが重要である。

なお、経済・経営・商学分野、臨床心理分野をはじめ、社会科学分野を中心に、既存の修士課程については、社会的な要請や産業界のニーズを的確に把握しつつ、各研究科・専攻が養成しようとする人材像を明確にしていく中で、必要に応じ、専門職学位課程への転換を積極的に進めることが期待される。また、国においても、制度創設から間がない専門職大学院制度の普及・定着を図るために、積極的な支援を講じる必要がある。

2 . 課程制大学院の趣旨に沿った教育課程や研究指導の在り方

(1) 教育・研究指導の在り方について

< 博士課程及び修士課程に共通する教育・研究指導の在り方 >

人社系大学院における教育・研究指導には、これまで、ややもすると学生の教育がそれぞれ特定の研究室の担当教員による個人的な指導に過度に依存する傾向も見られた。しかし、先に示したように各課程の目的と教育内容を明確にしつつ、教育・研究指導を実効性あるものにするためには、各専攻において授業内容を体系的に編成するなど、組織的に教育を計画することが求められる。

人社系大学院の各専攻における教育プログラムを、課程制大学院の趣旨に相応しいコースワークとして機能させ、体系的な教育を提供するためには、例えば以下のように、組織的に教育活動を展開することが必要である。

- ・ 各専門分野に関する専門的知識を身に付けるための体系的な教育プログラム
- ・ 幅広い視野を身に付けるための関連領域に関する教育プログラム
- ・ 自立的な研究者として必要な能力や技法を身に付けるための教育プログラム
(例えば、各分野ごとに研究テーマを設定し、それに応じて研究に必要なフィールドワークや文献調査のデザインを行わせる 等)
- ・ 最終的に体系的な学位論文を作成することに向けて、その前提となる研究計画の作成や研究の途中経過のまとめなど、研究過程の中間的な段階を設定し、それぞれ設定された水準を満たすことを求める仕組み

大学院に進学する学生の学力の実態を踏まえるとともに、特に他分野出身の学生の学修歴にも配慮して、大学院に進学後間もない段階で、専門分野に関する基礎的な教育を行い、当該分野に関する知識及び研究を遂行するための方法論を確立させることが必要である。

大学院修了後、それぞれの専門分野において活躍するためには、当該専門分野に関する学習の基礎を培うとともに、幅広い視野や基本的な思考力を持つことも必要である。このため、知識基盤社会を支える人材に相応しい豊かな教養や論理的思考力を養う観点から、大学院修了までの間に、例えば、哲学、倫理学等の分野についても履修することが望まれる。

なお、教育学の分野においては、例えば、教育行政学を専攻する学生には地方公共団体と連携したフィールドワークを、また、教育方法論を専攻する学生には研究授業を求

めることが考えられる。また、教員に求められる資質が高度化しつつある現状を踏まえ、教員養成系大学院の現職教育機能を向上させるためには、各大学院と地域の教育委員会や学校との連携を一層深めることが不可欠である。

< 博士課程における教育・研究指導の在り方 >

優れた研究者を養成する観点から、博士課程の前期・後期の5年間を通じた体系的な教育課程を編成し、その上で、博士課程(後期)にあっては、個別教員による適切な指導に重点を置くなどの工夫が必要である。

分野によっては、必要に応じて、博士の学位を取得するまでの間に、サマー・インスティテュートや学会等を含め、一定期間外国の大学等で教育やトレーニングを受ける機会を提供したり、国内外の学術雑誌に英語論文を投稿するよう促すことが有効である。

大学院生の進路の多様化に対応するため、5年一貫制博士課程であっても、博士の学位を取得することなく退学しようとする者に対し、必要に応じて、適切な進路指導を行うとともに、少なくとも修士の学位の取得を支援する取組を講じることも必要である。

(2) 修得単位数に関する大学院設置基準の改正について

大学院において修得すべき単位数及び単位計算方法については、大学院設置基準の定めによるところであるが、特に現在は、学部の単位計算方法(1つの講義・演習につき、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位となっていることなど)に準じている。

今後、大学院におけるコースワークの充実を図る観点から、分野の特性に基づき、例えば、研究者として必要な研究手法や研究能力を身に付けるためのフィールドワークや文献調査のデザインを定期的に行わせるような場合、講義と実習を合わせて1単位とするなど、単位の考え方を見直すとともに、修得すべき総単位数などについても併せて見直すことが必要である。

(3) 博士課程(前期)の修了要件及び同後期課程への進学について

博士課程の学生の大学院における学修の集大成は博士論文の作成であることを踏まえ、博士課程(前期)の修了時においては、修士論文作成による過度の負担を軽減しつつ、5年間の教育が有機的につながりをもって行われることが求められる。

このためには、博士課程(後期)に進学するに当たって、修士の学位を取得していることを要件としないこと、修士の学位の取得を要件とするが、修士の学位の取得に当たっては口頭試問等により修士論文の作成を求めないこと、という2つの方法が考えられる。

なお、その場合であっても、論文を読み、それをまとめる訓練を積むことは研究者としての資質を涵養する上で重要なことであり、その意味では、従来の修士論文の執筆が研究者としてのトレーニングを積む上で大きな役割を果たしてきたことに留意して、新しい教育・研究指導の工夫を検討すべきである。

修士課程又は専門職学位課程を修了し、高度専門職業人として社会に出た後に、博士課程(後期)に進学した学生に対しては、研究者として必要とされる実験・論文作成をはじめとする研究手法について、補完的な指導を適切に実施するなどの配慮が求められる。

人社系の博士課程(前期)を終えた段階で就職を希望する学生のためのプログラムにおいては、原則として修士論文の作成を求めることが適当であるが、分野によっては修士論文と同等の教育又は研究の成果をもって修了要件として設定できることとすることが求められる。

(4) 博士課程の修了要件及び学位の取扱いについて

人社系の大学院における教育効果をより高め、学位授与の円滑化を図るとともに、学位取得に至るまでに必要とされる学修や研究活動の内容・成果を学生が事前に理解できるようにするためには、学位論文に係る研究についての中間発表、学生の研究遂行能力を適切に把握するための専門分野及び周辺分野の理解度に関する口頭試験の実施、論文公聴会、論文審査会等の中間的な段階を適切に設定していくことが有効である。

課程の修了に必要な単位は修得したが、標準修業年限内に博士論文を提出せずに退学したことを、いわゆる「満期退学」又は「単位取得後退学」と呼称し、制度的な裏付けがあるかのような取扱いは、課程制大学院の本来の趣旨にかんがみると適切ではない。今後、課程制大学院の趣旨の徹底を図り、自立した研究者として一定の能力を備えていると認められる者を厳格に認定し、認定された者に対しては積極的に学位を授与することを通じ、学位の質を維持しながら、このような取扱いを順次解消していくよう関係者に促すことが必要である。

一部の大学においては、博士課程退学後、一定期間以内に博士の学位を取得した者を「課程博士」として取扱っている。このような取扱いの背景には経済的事情等があるこ

とが考えられるが、例えば、各大学の判断により、標準修業年限を超えて在学する必要のある学生に対して授業料負担の軽減措置を講じつつ、何らかの形で博士課程への在籍関係を保ったまま論文指導を継続して受けられるよう工夫すること、あるいは、課程修了後、課程博士の趣旨を損なわない範囲で、分野の特性に応じて一定期間内(例えば、3年を超えない範囲)で課程博士を授与するための統一的な基準を学協会等で定めること、などにより、学位制度や課程制大学院の趣旨に則った取扱いが行われるよう、改善、努力が求められる。

(5) 論文博士制度について

我が国の「論文博士」の制度は独自のものであって、これまで、学位制度の上で大きな役割を果たしてきた。しかしながら、今後、課程制大学院の実質化を進めていくという観点、また、学位の国際的通用性を確保するという観点から、これを廃止することについての検討が必要である。

その際、各大学院において「博士候補(仮称)」制度(学位取得プロセスにおいて、学生が一定レベルに達し、学位取得の見込みがあると認められる場合、そのことを明らかにする制度)を設ける等の工夫を講じるなど、制度の変更に伴う諸問題の緩和方策の検討が必要である。

これに併せて、様々な事情により博士課程在学中に学位論文を提出できない場合があり、また、学問分野によっては学位論文の作成に相当の時間を要する場合もあるため、現に論文博士の制度を前提として研究を続けている者もいること等から、課程博士の授与状況を踏まえ、廃止に至るまでの条件整備や期間について検討することも必要である。さらに、日本学術振興会において、アジア諸国を対象とした「論文博士号取得希望者に対する支援事業」が実施されていることとの整合性についても整理が必要である。

研究者として自立して研究活動を行いうる能力を身に付けた者に博士の学位を授与するという考え方を再認識した上で、各大学において博士論文の要求水準の在り方についても検討することが期待される。

(6) 教員の教育・研究指導能力の向上方策について

大学院の教育を実施するに際しては、各教員の間で学生に対する教育の在り方についての共通理解を図るとともに、当該専攻としての指導能力を高める必要がある。このため、教員に対する研修などのファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施が必要であり、その上で、教員に対する評価としては、研究実績だけでなく、教育に対する能力

の評価が求められる。

大学教員を目指す大学院生の教育力を育てるとともに、学部教育の活性化を図るため、大学院生にT A (ティーチング・アシスタント)等として、学部生などを対象とする教育支援活動を経験させる機会を確保することが必要である。

各大学においては、大学院の教員組織を、課程制大学院としての体系的かつ組織的な教育活動を実施するのに相応しいものとなるよう見直すことが求められる。また、博士課程においては、研究能力の育成のみならず、学生に対する優れた指導力を備えた大学教員の育成という視点にも十分配慮した教育を行うことが求められる。

教員の資質を向上させ、教育研究を活性化させる観点から、積極的に任期制を導入すること、教授等についてテニユア制度を導入し適切に運用すること、また、可能な限り教授等の採用について幅広く公募制を導入することなど、教員人事の工夫・改善を講じることが求められる。

専門職大学院の拡充を図っていくためには、優れた実務家を大学教員として活用することが不可欠だが、その際には、専門職大学院の教員として必要な教授能力等を身に付けるための研修の機会を充実するなどの工夫が必要である。

3 . 学生に対する経済的支援

優秀な学生の博士課程への進学を促すため、学費免除の予約手続を見直すことや、予約奨学金の拡充を図ることが必要である。

今後、特に創設間もない専門職大学院制度の活性化を図るためには、国公立大学を問わず、各専門職大学院が個性や特色を發揮しながら、互いに競い合える環境づくりを進めていくことが重要である。このような観点から、学生に対する経済的支援や、大学に対する支援策などを適切に講じていくことが求められる。

理工農の分野や医療の分野では、大学院生に対する経済的支援が、従来からの(独)日本学生支援機構による奨学金に加え、国立大学の運営費交付金や私学助成に含まれるT A・R Aの経費や競争的資金に含まれるT A・R Aにより行われるようになってきている。そのような状況の下、人社系の特質を踏まえ、大学院生に対する経済的支援を拡充すべきである。

4．大学院の教育研究環境の整備

今後、専門職学位課程の増設など人社系大学院の機能の分化と拡充が見込まれる中で、教員組織、教材、文献等資料、設備、スペースなどの教育研究環境の充実が極めて重要となり、これに対する国等の支援が必要である。

また、社会人学生を含め、大学院生の多様な学習ニーズに応えるためには、マルチメディア教材や電子化図書を活用、e-Learningの導入なども有効であり、このため、学術情報も含めた情報インフラの整備が必要である。

なお、全ての大学で、あらゆる学問分野の大学院を設置し、そのいずれについても高い教育研究水準を維持していくことは、必ずしも容易でなく、むしろ、各大学の判断によって、特定の分野に焦点を当てたり、養成すべき人材像を特化したりすることにより、個性豊かで多様な人社系大学院の設置を促すための制度上の措置や財政上の支援策を講じる必要がある。

5．大学院評価の在り方

各大学院の人材養成の目的に沿った教育の課程の組織的展開の強化が一層図られるよう、実効性ある大学院評価を早期に確立していくことが必要である。

評価の実効性を高めるためには評価の客観性が不可欠であり、そのためには、各大学院において、授業の受益者である学生による授業評価と、特定課題への対応について評価する評価委員会等による評価を適切に行い、その結果を公表することが重要である。

学校教育法に基づく認証評価制度においては、現在、専門職学位課程だけが、大学全体とは別に対象とされている。大学とは別の大学院だけの事後評価、あるいは分野別の大学院の事後評価については、当面、学協会が中心となって専門分野別事後評価のシステム作りに取り組むことが期待される。また、このようなシステムを構築しようとする団体に対する財政支援の検討を行うことも必要である。

さらに、専門分野別事後評価システムの運用に当たっては、例えば、博士課程(後期)に限って、設置認可申請の際に行われるような教員個人の教育・研究指導能力について

の評価を行うことも有効である。

専門職大学院が設置されているにもかかわらず、認証評価団体が存在しない分野がある状況を解消し、全ての専門職大学院について、関係する業界や職能団体と十分に連携した認証評価団体による評価を実施できる体制を整えることが強く求められる。

大学院の評価においては、最低水準の保証を行う評価のほかに、水準の高い取組を見付け、これを普及させるための評価を確立するとともに、教育活動、研究活動の双方にわたって多面的な評価が行われることが必要である。

6 . その他

例えば工学分野では、学協会を母体として(財)日本工学教育協会が結成され、大学院教育についても様々な活動を展開している。人社系の各分野においても同様の形で、学協会を母体にした大学院教育の改善、充実のための取組を促すとともに、このような活動に対しても競争的研究資金を配分できるようにすることが有効である。

理工農系大学院の目的とそれに沿った教育研究の在り方について ～ 国際的な水準における理工農系大学院の確立を目指して～ [理工農系WG報告書]

理工農系の大学院は、今後、我が国が国際競争力を持って国際社会をリードし、また、国際社会に貢献する上での基盤となる高度な人材養成や学術研究の中核を担っていくことが期待される。このため、教育内容・方法の充実、国際的な通用性・信頼性の向上等を図ることを重要な観点として、いかにして教育研究機能の強化を推進していくべきかについて検討を行った。

1. 理工農系大学院の目的・役割

博士課程の目的・役割

理工農系大学院は、従来、研究者として自立するに必要な研究能力を備え、理学、工学、農学における特定の専門分野についての深い研究を行い得る研究者の養成を行い、また、学術研究を遂行することを主たる目的としてきた。

しかし、今日、理工農系の大学院には、これら研究者の養成のみならず、産業界等における高度な技術者や高度な政策立案を担い得る行政職員など、社会の各般において、高度な研究能力と豊かな学識に裏打ちされた知的な人材の育成についても大きな役割を果たすことが求められており、その機能は多様化している。

このような状況を踏まえ、理工農系大学院は、研究者養成を主たる目的とするのか、高度な研究能力を持って社会に貢献できる人材養成を主たる目的とするのか、およそ専攻単位程度で目的と教育内容を明確にすることが必要である。

その際、当該専攻の規模によっては、同一の専攻の中に、前期・後期を通じた研究者養成のための教育プログラムと、高度な研究能力を持って社会に貢献できる人材養成のための教育プログラムを併存させるなどの工夫が必要である。

また、研究者の活動領域は、大学等における学術研究の場面だけではなく、産業界等における研究開発等の場面にも大きく広がってきており、研究者養成を主たる目的とする場合であっても、当該分野の特性に応じて、専門分野の深い研究能力のみならず、関連領域を含めた幅広い知識や社会の変化に対応できる素養を身に付けさせることが重要である。

他方、高度な技術者等の養成を主たる目的とする場合には、授業科目の履修と論文作成指導による自然科学の基礎知識の教授とともに、知識を実際に活用していく訓練を通

じて、科学的知識とそれを展開していく能力を身に付けさせることが必要である。

修士課程の目的・役割

1990年代以降、技術者等への就職が学部修了段階から修士課程修了段階に移行してきており、修士課程における高度専門職業人養成の役割が今後一層拡大していくと考えられる。

また、今日、人々の日常生活のあらゆる場面が科学技術と深いつながりを持ち、科学技術社会を幅広く支える多様な人材の養成が求められており、修士課程は、そうした人材養成の役割を果たすことも必要である。

全ての大学において高い研究水準を有する博士課程を設置することは実際には困難であり、各大学の判断によって、大学院の目的と機能を修士課程における高度専門職業人養成に特化し、必要に応じて、学士課程と修士課程を通じた一貫的な教育活動を展開することも有効である。

2．課程制大学院の趣旨に沿った教育課程や研究指導の在り方

(1) 教育・研究指導の在り方について

修士課程及び博士課程（前期）に共通した教育・研究指導の在り方

(理工農系の各分野に共通する事項)

従来、多くの理工農系大学院においては、学生に対する教育と教員の研究活動が渾然一体となっを行われ、学生に対する教育が研究室の中で完結するような手法が中心となってきた。しかし、この方法は、個々の教員の指導能力に大きく依拠するため、場合によっては、専門分野のみの閉鎖的な教育にとどまり、産業界等で求められる幅広い基礎知識や社会人として必要な素養が涵養されにくいなどの課題が指摘されている。

今後は、個々の教員による指導はもとより、各研究科・専攻における組織としての計画的な教育に力点を置いていくことが、より効果的な場合が多いと考えられる。

理工農系大学院における教育プログラムが、専門的知識と幅広い視野を習得させるものとするためには、例えば以下のように、各研究科や専攻において組織的に教育活動を実施することが必要である。

- ・ 各専門分野に関する専門的知識を身に付けるための体系的な教育プログラム
- ・ 幅広い視野を身に付けるための関連領域に関する教育プログラム
(例えば、進学後間もない学生に対して、様々な分野の教員が関与して多様な考え方に接する機会を提供する など)

- ・ 自立した研究者や技術者等として必要な能力や技法を身に付けるための教育プログラム
(例えば、毎週学生にテーマを与え、それに応じた実験のデザインを行わせることや、実験・実習・ホームワーク・フィールドワーク等を講義と適切に組み合わせた効果的な授業の展開 など)

また、学術研究活動・産業経済活動のいずれにおいても、国際的に活躍し得る人材を育成する観点から、英語を始めとする語学教育の充実に一層努めていくことが必要である。

理工農系の人材には、科学技術と社会との関係や社会の安全に関しても高い素養を持つことが求められる。このため、倫理や法規制など、幅広い社会科学的分野について、学部段階・修士課程段階のそれぞれの専門教育の内容・程度に応じて適切に教育されることが重要である。

(特定の分野に関する事項)

工学系、農学系の大学院にあっては、将来、各研究分野や企業活動において中核的な役割を果たす高度な実践的能力を備えた人材育成を図っていくことが重要である。このため、必要に応じて企業、行政機関、試験・研究機関、NPO、国際機関等の実践的環境下における長期インターンシップや、これらの機関との連携によるプロジェクト方式による訓練などを積極的に取り入れることが効果的である。

農学や環境科学などの分野では、自然環境のシステムの法則性を理解し、諸現象を総合的に把握できるようにすることが重要である。このため、必要に応じて、例えば、農地、森林、水域、都市など、実際のフィールドにおける活動を積極的に取り入れることが効果的である。

<博士課程(後期)における教育・研究指導の在り方>

(理工農系の各分野に共通する事項)

優れた研究者を養成する観点から、前期・後期の5年間を通じて体系的な教育課程を編成し、その上で、後期課程にあっては、教員の研究活動に参画させるなどの工夫を講じることが必要である。

学生の国際性を涵養する観点からは、サマー・インスティテュートや学会等を含め、一定期間外国の大学等で教育やトレーニングを受ける機会を提供することが有効である。なお、このような取組については、博士課程(後期)のみならず、修士課程においても有効である。

修士課程を修了し、高度専門職業人として社会に出た後に、博士課程(後期)へ進学

した学生に対しては、研究者として必要な実験・論文作成をはじめとする研究手法などについて、適切な補完的な教育を実施するなどの配慮が求められる。

(特定の分野に関する事項)

実験物理学等の分野では、従来、大規模な実験装置を用いた研究活動の場合、ともすれば、その一部分を学生に分担させることなどにより研究指導が行われてきたが、そのような場合であっても、幅広い視野と関連分野の基礎知識を備えた研究者を養成するという観点からの指導が必要である。

(2) 修得単位数に関する大学院設置基準の改正について

大学院における現在の単位の考え方は、大学院設置基準の定めによっているが、特に単位の計算方法については、学部における計算方法（一つの講義・演習につき、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位とすることなど）に準じている。

今後、大学院におけるコースワークの充実を図り、より高い教育効果を得られるようにしていく観点から、実験・実習と講義・演習とに分けられている現在の単位の計算方法について、例えば、講義と実習をあわせて1単位とするなど、その考え方を見直すとともに、修得すべき総単位数などについても併せて検討することが必要である。

(3) 博士課程の修了要件について

博士課程の学生の大学院における集大成は、博士論文の作成であることを踏まえ、5年間の教育が有機的につながりをもって行われるようにする観点から、必要に応じて、前期課程の修了時においては、修士論文に代わる一定の学修の成果を求めることで足りることとするなど現行制度を改める必要がある。

(4) 修士課程の修了要件について

高度専門職業人養成を主たる目的とする場合や教育研究分野の特性によっては、より実践的な研究成果を修了要件とすることが適当と考えられる。(芸術や体育等の分野において行われている。) 今後は、このような取扱いを多様な分野にも拡大していくことも求められる。

(5) 論文博士制度について

諸外国における博士の学位は、博士課程において必要な教育を修めた者に授与される

という現状を勘案すれば、日本における論文博士の制度は独自のものである。学位の国際的通用性の観点から、課程制大学院の趣旨を踏まえた教育内容・方法の充実が図られることを前提として、論文博士制度は廃止の方向で検討することが必要である。

なお、企業や公的機関の研究所等で経験を積み、その研究成果を基に博士の学位の取得を希望する者が相当数いることや、アジア諸国においては、自国で研究を続けその成果を基に我が国の大学における博士の学位取得を目指している者もいる。これらを踏まえて、廃止に至るまでの条件整備や期間についての検討とともに、相当の研究経験を有している社会人等を対象に、大学院において一定の体系的な教育を提供し、学位の授与に結びつける仕組み等についての十分な検討が、あわせて必要である。

(6) 教員の教育・研究指導能力の向上方策について

教員の教育・研究指導能力の向上のためには、まず、その前提として、各専攻において、当該大学院の教育についての共通理解を深めることが必要である。このため、教員に対する研修などのファカルティ・ディベロップメント(FD)を適切に実施するとともに、教員に対する評価としては、研究実績だけでなく、教育実績や教育能力を評価することが必要である。

また、大学教員の教育能力の向上を図るためには、在外研修や外国で研究に参加する機会等を活用しつつ、諸外国の大学院における実際の教育活動に関する知見を広げることにも有効である。

(7) 学生の流動性の確保について

学生の流動性を高めるためには、その大前提として、各大学院の教育が、ともすれば特定の教員との狭い個人的な人間関係に過度に委ねられている現状を改め、各研究科・専攻において、より体系的・組織的な教育活動を展開していく努力が不可欠である。

その上で、他大学や他分野からも受験しやすいように入試科目を整備するとともに、e-Learningの効果的な活用による単位互換の推進、補完的な授業科目の設定など、多様な学修歴を有する学生の受け入れを促進するための工夫をすることが必要である。

一方、流動性を促進させることで学生の研究の進捗を阻害しないよう留意することも必要である。

3. 学生に対する経済的支援

我が国の大学院が国内外から魅力ある存在であるためには、大学院生の経済的負担を諸外国に比して遜色のない程度にとどめるようにすることが重要であり、とりわけ博士課程(後期)の学生については、自立した生活が可能となるよう支援を充実すべきである。

進学意欲を持つ優秀な学生が、進路選択に当たって、経済的な事情から大学院に進むことを断念することがないように、大学院を受験する前に経済的支援を決定するなど、学生が安心して進学できるようにすることが必要である。

現在、大学院生に対する経済的支援は、日本学生支援機構による奨学金や留学生給与の支給、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金に含まれるTA・RA、さらには、日本学術振興会による特別研究員制度(DC)、科学研究費補助金や21世紀COEプログラム等の競争的資金に含まれるTA・RAなどがある。

今後ともこのような種々の支援を併存する形とするのか、あるいは、競争的環境の下で優れた大学院教育の展開を推進しつつ、学生への支援が充実したものとなるよう、大学に対して競争的に配分される教育資金や研究資金に含まれることを主としていくのか検討する必要がある。

4．大学院修了者のキャリアパスの多様化の促進方法

大学院修了者のキャリアパスの多様化を促進する観点から、日頃学生を指導している教員が各学生の適性を見極め、学生が在学中から自らのキャリアについて考えるための機会を適切に提供するよう努めることが必要である。

このため、在学中の早い段階で、企業等の実践的な環境下において、自らの専門の位置付けを理解させるための長期のインターンシップへ参加させるなど、産学連携による教育を進めていくことが効果的である。

また、大学院修了者のキャリアパスを多様化させるためには、研究者や高度な技術者等が多様に流動する社会が構築されることが重要であり、大学においても企業等との人材交流に努めていくことが望まれる。

5．教育研究環境の整備

理工農系の各分野において、諸外国の学生や研究者にとっても魅力ある大学院となるよう、国際水準の教育研究環境が整備されることが重要であり、施設、設備、教育スタッフ、支援スタッフ等の確保に向けて各大学が努力するとともに、国等が各大学の取り組みを重点的に支援することが求められる。

その際、教育スタッフや支援スタッフについては、量的な整備のみならず、質的な整備(例えば、国外や企業などにおける勤務経験を有する教員、特色のある技術を習得した技術職員、理工農分野の研究について専門的知識を有する事務職員の確保など)に努めていくことも必要である。

科学技術の発展、生物生産活動の高度化、自然環境問題の深刻化、さらには災害問題への対応などから、今後、農場、演習林、臨海臨湖実験所、水産実験所、実習船、地震や防災等に関する研究所などの実験・実習系の附属施設が、大学院における人材育成や

研究活動に果たす役割が拡大していくと考えられる。

このため、研究データ等のネットワーク化や大学を超えた実習活動に供するなど、このような附属施設について、教員や学生の共同利用を積極的に進めていくことが求められる。

また、工学分野においては、高度で創造的なものづくりをチームワークにより行う「プロジェクト・ベースド・ラーニング」(PBL)などによる実際的な技術教育が導入されてきている。このため、高度で創造的なものづくりを可能とするスペースや設備の整備など実験・実習のための施設機能の向上が望まれる。

大学院生の多様な学習ニーズに応えるためには、マルチメディア教材や電子化図書の利用、e-Learningの導入などが有効であり、これらの情報環境の整備に努めていくことも望まれる。

6. 大学院評価の在り方

大学院教育の内容、水準に関する国際通用性を踏まえて、各大学院が、それぞれの人材養成の目的に沿って、その教育を充実していくことを促すため、実効性ある大学院評価を早期に確立していくことが必要である。

学校教育法に基づく認証評価制度においては、現在、専門職学位課程だけが、大学全体とは別に対象とされている。大学とは別の大学院だけの事後評価、あるいは分野別の大学院の事後評価については、当面、学協会が中心となって専門分野別事後評価のシステム作りに取り組むことが必要である。また、このようなシステムを構築しようとする団体に対する財政支援の検討も必要である。これらを通じて大学院教育の質に関する第三者評価の普及、定着が望まれる。

さらに、専門分野別事後評価システムの運用に当たっては、例えば、博士課程(後期)に限って、設置認可申請の際に行われるような教員個人の教育・研究指導能力についての評価を行うことも有効と考えられる。

7. その他

将来に向け、国際的に優れた研究者育成を進めていくためには、例えば、21世紀COEプログラムで形成された拠点を活用し、他大学や企業等に属する研究者の参加も含め、指導スタッフの一層の充実を図り、世界の最先端を行く大学院教育展開の基盤となる仕組みを構築することについて検討されることが望まれる。

医療系大学院の目的とそれに沿った教育等の在り方について

[医療系WG報告書]

1 . 医療系大学院の目的・役割について

医療系大学院は、従来、研究者として自立するに必要な研究能力を培い、医学・医療における特定の専門分野について深い研究を行い得る研究者の養成を行い、また、学術研究を遂行することを主たる目的としていた。しかし、現在における医療系大学院は、これら研究者のみならず、医師・歯科医師など高度の専門性を必要とされる業務に必要な能力と研究マインドを涵養することも求められるようになってきており、医療系大学院が果たすべき機能は多様化している。

このような状況を踏まえ、今後における医療系大学院の在り方としては、およそ専攻単位程度で、研究者養成を主たる目的としているのか、優れた研究能力等を備えた医療系人材の養成を主たる目的としているのか、その目的と教育内容を明確にすることが必要である。

特に、医学・歯学系大学院にあっては、専攻や分野の別を超えて、研究者養成と、優れた研究能力等を備えた臨床医、臨床歯科医等の養成のそれぞれの目的に応じて、研究科として二つの教育課程を設けて、大学院学生に選択履修させることが適当である。

この場合、研究者養成を主たる目的とする場合の教育内容としては、医学・生命科学等の領域で研究者として将来自立できるだけの幅広い専門的知識と、研究に必要な実験のデザインなどの研究手法や研究遂行能力を修得させることが適当である。

また、優れた研究能力等を備えた臨床医、臨床歯科医等の養成を主たる目的とする場合の教育内容としては、臨床医、臨床歯科医など高度の専門性を必要とされる業務に必要な技能・態度等を修得させるほか、当該専門分野で、研究マインドを持ち、主として患者を対象とする臨床研究の遂行能力を修得させることが必要である。

研究遂行上又は職業上必要な資格の取得(遺伝子実験、放射線取扱いなど)や、関連学会における認定資格(専門医など)の取得のための講習や研修と、医学・歯学系大学院博士課程における教育とは、本来、趣旨・目的を異にするものであるが、専門分野の資格取得のための本人の負担等を考慮すると、大学院の教育課程の中に当該資格取得に必要な教育内容を取り込む工夫も適当と考えられる。

2. 課程制大学院の趣旨に沿った教育課程や研究指導の確立について

(1) 教育・研究指導の在り方について

各分野共通の教育・研究指導の在り方

医療系大学院における教育・研究指導には、これまで、ややもすると大学院学生が所属する各研究室の指導教員に教育を任せきりにするという傾向も見られた。しかしながら、先に示したように大学院の目的と教育内容を明確にし、教育・研究指導を実効性あるものにするためには、専攻単位で組織的に教育活動を計画することが重要である。

また、専攻を単位とする組織的な教育活動が、動物実験や遺伝子実験、放射線の取扱いなど、単にさまざまな診療上や研究上の規制に対応した知識・技術のみを修得させるのではなく、体系的な教育を提供するという課程制大学院の趣旨に沿った相応しいものとなるよう、関係者が努力していくことが強く求められる。

具体的には、幅広い視野と当該専門分野での専門的知識を修得させるため、例えば次のような、専攻を単位とする組織的な教育活動が効果的と考えられる。

- ・ 幅広い視野を身につけるための関連領域に関する組織的な教育活動
- ・ 各専門分野に関する専門知識を身につけるための体系的かつ組織的な教育活動
- ・ 自立的な研究者として必要な能力や技法を身につけるための組織的な教育活動
(例えば、各分野毎に研究テーマを設定し、それに応じて実験のデザインを行わせる など)

このほか、単位の認定や最終試験による課程修了資格の認定において客観性を確保することや、学外や関連分野の教員等も交えた学位論文審査を実施することが適当である。

さらに、各専攻等の目的や教育内容等に応じて、大学院入学者選抜の在り方を見直すことも求められる。

各分野毎における教育・研究指導の在り方

() 医学・歯学系大学院(博士課程)について

研究者養成を主たる目的とする教育課程においては、研究者としての基本的素養を

身につけさせるという観点から、例えば、遺伝子に関する技術、RIの取扱い、タンパク質解析、細胞培養、統計処理、研究計画・デザインの立案など、研究者に求められる医学・生命科学研究の遂行に必要な基本的知識・技術をコースワークで修得させることが必要である。

優れた研究能力等を備えた臨床医・臨床歯科医等の養成を主たる目的とする教育課程においては、臨床医、臨床歯科医など高度の専門性を必要とされる業務に必要な技能・態度を修得させるほか、例えば、医の倫理、臨床心理、医師と患者関係、臨床研究方法、臨床教育法・指導法など、臨床医・臨床歯科医に求められる資質や能力を涵養するために必要な内容をコースワークに盛り込むなど、体系的かつ組織的な教育活動が必要である。

また、併せて、病気の成因、新しい診断・治療法の開発・評価、臨床疫学など、患者に対する診療を通じた臨床研究のテーマを課し、博士論文作成のための研究指導を行わなければならない。

このほか、先に示したように、コースワークの中に、関連学会における認定資格(専門医など)の取得に必要な教育内容を取り込むこともできるが、この場合、大学院博士課程としての教育課程であることと、当該資格取得のための教育内容との整合性を図る必要があることに留意すべきである。

また、医学・歯学系大学院が、その教育課程を、研究者養成と、優れた研究能力等を備えた臨床医・臨床歯科医等の養成の二つに分けて明確化するに当たり、それぞれの課程の教育・研究指導体制が硬直化することのないよう、教育・研究指導教員が、双方のコースワークに携わることができるようにするほか、学生による双方の教育課程からの単位選択の自由度を一定程度確保するなど、相互の連携を保つような配慮が求められる。

() 医学・歯学系大学院(修士課程)について

医学・歯学系の修士課程の大学院は、医学部・歯学部卒業者以外を対象とし、当該課程修了後に医学・歯学系の博士課程に進むことを想定して設置されているが、実際には、課程本来の目的に沿って、4年の医学・歯学の博士課程と合わせた研究者養成のプロセスを担っている面と、医学・歯学に関する専門知識を有し、幅広く医療関連分野で活躍する高度専門職業人の育成を担っているという両面があり、このような現状に対応した教育が必要である。

() 薬学系大学院について

現行4年間の修業年限である薬学の学部教育は、臨床に係る実践的な能力を培う

ことを主たる目的とする場合、修業年限が6年(それ以外は現行のまま4年)とされ、平成18年度入学者から適用される。

このことにより、4年制の基礎薬学等に係る学部を母体とする大学院は、5年制(区分制又は一貫制)の博士課程として研究者養成を主たる目的とすることが予想されるが、新たな制度が適用されたことに伴い、その教育内容については、今後、関係者により検討されることとなっている。

この場合において、幅広い基礎知識の修得ができるようにする観点から、例えば、医薬品評価学、薬剤疫学、医薬品情報学などをコースワークに盛り込む工夫が必要であるほか、研究者として自立するために必要なプロジェクト企画力などの涵養も重要であることを十分踏まえた検討がなされることを期待する。

また、臨床現場の薬剤師業務に精通した基礎薬学研究者の養成が必要とされていることにも留意する必要がある。

6年制の臨床薬学等に係る学部を母体とする大学院は、4年一貫の博士課程として優れた研究能力等を備えた臨床薬剤師の養成を主たる目的とすることが予想されるが、その教育内容については、臨床を通じた薬学研究の在り方を中心に検討されることとなっている。その際、専門薬剤師として活躍するための高度専門職業人養成プログラムの在り方についても検討がなされることを期待する。

() 看護学系・医療技術系大学院について

看護学系・医療技術系分野の区分制博士課程(前期)にあっては、一専攻当たりの学生数が小さい場合などは、同一専攻の中で、博士課程(後期)修了後に教育研究職に就く者のための研究者養成プログラムと、前期課程修了後に専門職に就く者のための高度専門職業人養成プログラムを併せ持つなどの工夫が必要である。

この場合、看護学系・医療技術系分野は特に実践性が求められることから、いずれのプログラムにおいても、専門職業人としての一定の実務経験を経てから入学させることが望ましい。

研究者養成プログラムにおいては、研究者としての基本的研究手法を身につけることが重要なことから、例えば、看護実践を質的又は量的側面から扱う研究手法(面接法、参加観察法、質問紙法及び収集データの分析に必要な応用統計学など)、研究倫理など、研究デザインや研究手法に関するコースワークを整備し、論文作成を通して、研究者に求められる批判力、論理性、表現力の涵養が重要である。また、実践的な研究テーマと基礎的な研究テーマの両方が教育できるような体系的な教育プログラムが必要である。

高度専門職業人養成プログラムにおいては、看護や医療技術の現場において、将来指導的立場で活躍できる人材を養成する観点から、例えば、患者の主体性を尊重したマネジメント論やコミュニケーション論、看護倫理学、実践現場での教育方法論、コンサルテーション論、装具等の作成技術論等のコースワークや実践体験を含んだプログラムを整備し、当該専門領域に係る学際的な知識、実践能力、教育能力を育成する体系的な教育プログラムでなければならない。

また、専門領域での認定資格等に係わる教育を大学院の教育課程の中に効果的に取り込む工夫も求められる。

博士課程(後期)においては、研究者の育成を主たる目的とすることから、研究能力の育成に必要な理論構築や技術開発に関する方法論のコースワークを含んだ教育プログラムとすることが適当である。

() 公衆衛生分野の大学院について

医療疫学、医療経済、予防医療、国際保健、病院管理等の幅広い分野を含む公衆衛生分野の大学院については、高齢化等の進展に対応して、また、医学、歯学、薬学等のヒトを対象とした臨床研究・疫学研究の推進を図るためにも、公衆衛生分野における高度専門職業人の育成が課題となっている。

このため、欧米の状況も踏まえ、2年制の専門職大学院として、大学院の整備を進めていくことが必要であり、また、それに必要な教員の養成やカリキュラムの開発、修了者の社会での活躍の場の拡大など、関連する施策を進めていくことが求められる。また、その場合の教育内容については、各専門領域に共通するコア科目の修得と、各専門領域における専門科目の修得とを組み合わせるような工夫が必要である。

博士課程(後期)においては、当該分野における研究者養成とこの分野の教育者の育成を主たる目的とし、その目的に相応しい教育内容とすることが適当である。

(2) 修得単位数に関する大学院設置基準の改正について

大学院において修得すべき単位数及び単位の数え方については、大学院設置基準の定めによるところであるが、特に、現在の単位の数え方は、学部の単位の数え方(一つの講義・演習につき、15時間から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位となっていることなど)に準じている。

今後、大学院におけるコースワークの充実を図る観点から、例えば、研究テーマに応じた実験のデザインなどを各週毎に行うことにより、あわせて1単位とするなど1単位

の考え方を見直すとともに、修得すべき総単位数などについても併せて見直すことが必要である。

(3) 教員の教育・研究指導能力の向上方策について

大学院が教育の場であることを再認識し、教育内容・方法の充実を図るためには、教員に対し、大学院の教育を実施するに際しての、学生に対する教育の在り方や、指導能力を高めるため、各専攻において、当該大学院の教育についての共通理解を高めることが重要である。併せて、教員に対する研修などのファカルティ・ディベロップメント(FD)の努力も必要である。

教員に対する評価としては、研究実績や教育に関する資質・能力に加えて、臨床医学系、臨床歯学系分野等の大学院の教育・研究や機能を高める観点から、担当教員の臨床に係る実績や、臨床を通じた研究成果の評価が重要である。

サバティカル制度の導入等により、教員が自らの研究・教育能力を高めるため、国内外の優れた大学院教育に直接触れる機会を確保することも効果的であると考えられる。

(4) 論文博士制度について

諸外国における博士の学位が、博士課程において必要な教育プログラムを修めた者に授与されるという現状を勘案した場合、学位の国際的通用性の観点からみても、日本における論文博士の制度は独自のものである。このため、課程制大学院の実質化が図られることを前提として、論文博士制度を廃止する方向で検討を進める必要がある。

その際、各大学院において「博士候補(仮称)」制度(学位取得プロセスにおいて、学生が必要単位を修得して一定レベルに達し、学位論文審査による学位取得の見込みが一定期間内にあると認められる場合、そのことを明らかにする制度)を設ける等の工夫を講じるなど、制度の変更に伴う諸問題の緩和方策についても検討することとする。

これに併せて、現に論文博士の制度を前提として研究を続けている者がいること等から、課程博士の授与状況を踏まえた十分な経過措置期間の設定や、日本学術振興会において、アジア諸国を対象とした「論文博士号取得希望者に対する支援事業」が実施されていることとの整合性についても整理する。

3 . 学生に対する経済的支援について

医療系大学院においては、他の分野と異なり、大学院入学前において、臨床研修や一定の実務経験を必要とすることなどから、学生に対する経済的支援の充実が不可欠である。

特に、進路選択に当たって、経済的な事情から大学院に進むことを断念することがないように、大学院受験前に経済的支援が予約されるような措置を講ずるなど、学生が安心して進学できるようにする制度の検討が強く求められる。

現在、大学院学生に対する経済的支援は、日本学生支援機構による奨学金や留学生給与の支給、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金に含まれるTA、RAによるもの、さらには日本学術振興会の特別研究員制度(DC)、科研費補助金等の競争的資金や21世紀COEに包含されるTA、RAなどがあるが、今後ともこのような各種4つのタイプを併存する形とするのか、あるいは競争的に配分される教育資金や研究資金に包含されることを主としていくのか検討する必要がある。

臨床医学・歯学系大学院の学生が、附属する大学病院において医師・歯科医師として診療を行うことは、当該大学院における教育や臨床研究の一環であるという面があるものの、大学院学生の経済的基盤として、大学病院以外の病院での診療によって実質的に生計を支えていることの弊害等を考えると、当該大学病院における診療内容に応じた処遇を図ることが望ましい。

4 . 教育・研究環境の整備について

医療系の各分野において、研究者や高度専門職業人等の人材養成機能及び学術研究機能をさらに一層充実させるためには、国際水準の教育研究環境が整備されることが重要であり、教員の増や教育スタッフ・支援スタッフ等の確保、施設・設備の整備等に伴う予算の充実など、国などによる財政支援が不可欠である。

また、現在、医療倫理、医療疫学、レギュラトリーサイエンス分野等の教育者・研究者が必要とされており、この分野の人材養成の充実が急務となっているほか、教育スタッフ・支援スタッフ等について、例えば外部資金や産学連携、あるいは遺伝子組み換え実験等における様々な社会的・倫理的規制などについて、一定水準の知識や高い専門性を有するスタッフの育成が大学関係者から求められている。

5．大学院評価の在り方について

各大学院の人材養成の目的に沿った教育の実質化が一層図られるよう、実効性ある大学院評価を早期に確立していくことが重要である。

学校教育法に基づく認証評価制度においては、現在、専門職学位課程だけが、大学全体とは別に対象とされている。大学とは別の大学院だけの事後評価、あるいは分野別の大学院の事後評価については、当面、学協会が中心となって専門分野別事後評価のシステム作りに取り組むことが必要である。

さらに、専門分野別事後評価システムの運用に当たっては、例えば、博士課程(後期又は4年制一貫)に限って、設置認可申請の際に行われるような教員個人の教育・研究指導能力についての評価を行うことも有効と考えられる。

6．メディカル・スクール等について

米国等におけるメディカル・スクール、デンタル・スクール制度を、我が国に導入することについては、現在進められている医学・歯学の学部教育改革の状況や、卒後初期臨床研修制度及び後期専門研修制度との関連、さらにこの制度の導入による基礎医学・歯学研究への影響などを十分踏まえる必要があるほか、大学学部教育全体への影響など、多角的な検討と十分な議論を必要とすることから、今後、中期的な課題として関係者による十分な検討が必要である。

第2期中央教育審議会大学分科会大学院部会委員

委員	内 永 ゆか子	日本アイ・ビー・エム株式会社取締役専務執行役員
	黒 田 玲 子	東京大学教授，東京大学総長特任補佐，総合科学技術会議議員
副部会長	佐 藤 幸 治	近畿大学法科大学院長，京都大学名誉教授(平成16年7月12日まで)
部会長	中 嶋 嶺 雄	国際教養大学理事長・学長， アジア太平洋大学交流機構(UMAP)国際事務総長
臨時委員	相 澤 益 男	東京工業大学長
	天 野 郁 夫	独立行政法人国立大学財務・経営センター研究部長
	井 村 裕 夫	財団法人先端医療振興財団理事長，科学技術振興機構顧問
	荻 上 紘 一	独立行政法人大学評価・学位授与機構教授
	黒 田 壽 二	金沢工業大学学園長・総長
	佐々木 正 峰	独立行政法人国立科学博物館館長
	長 尾 真	独立行政法人情報通信研究機構理事長
	南 雲 光 男	日本サービス・流通労働組合連合顧問
	野 依 良 治	独立行政法人理化学研究所理事長
	瀨 田 道 代	名古屋大学大学院法学研究科教授
専門委員	青 木 昌 彦	スタンフォード大学名誉教授
	伊 藤 文 雄	青山学院大学大学院国際マネジメント研究科長
	小野田 武	日本大学総合科学研究所教授(平成17年1月5日まで)
	小 平 桂 一	総合研究大学院大学長
	清 水 康 敬	独立行政法人メディア教育開発センター理事長
	白 井 克 彦	早稲田大学総長
	菅 野 和 夫	前東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
	館 昭	桜美林大学大学院国際学研究科教授
	長 田 豊 臣	立命館総長・立命館大学長
	福 田 康一郎	千葉大学大学院医学研究院長

* 役職は平成17年1月現在

第3期中央教育審議会大学分科会大学院部会委員

委員	相澤益男	東京工業大学長
	黒田玲子	東京大学教授，東京大学総長特任補佐， 総合科学技術会議議員
部会長	中嶋嶺雄	国際教養大学理事長・学長， アジア太平洋大学交流機構(UMAP)国際事務総長
	野依良治	独立行政法人理化学研究所理事長
臨時委員	天野郁夫	独立行政法人国立大学財務・経営センター研究部長
	井村裕夫	財団法人先端医療振興財団理事長， 独立行政法人科学技術振興機構顧問
	荻上紘一	独立行政法人大学評価・学位授与機構教授
	黒田壽二	金沢工業大学学園長・総長
	佐々木正峰	独立行政法人国立科学博物館館長
	長尾真	独立行政法人情報通信研究機構理事長(平成17年4月15日まで)
	長田豊臣	立命館総長・立命館大学長
	南雲光男	日本サービス・流通労働組合連合顧問
	濱田道代	名古屋大学大学院法学研究科教授
専門委員	青木昌彦	スタンフォード大学名誉教授
	伊藤文雄	青山学院大学大学院国際マネジメント研究科長
	小平桂一	総合研究大学院大学長
	清水康敬	独立行政法人メディア教育開発センター理事長
	白井克彦	早稲田大学総長
	菅野和夫	明治大学法科大学院教授
	館昭	桜美林大学大学院国際学研究科教授
	福田康一郎	千葉大学大学院医学研究院教授

* 役職は平成17年5月現在

中央教育審議会大学分科会
大学院部会人社系ワーキンググループ名簿

委員：平成17年2月1日発令

臨時委員：平成13年5月14日発令

専門委員：平成13年7月16日発令

委員	内永ゆか子	日本アイ・ビー・エム株式会社取締役専務執行役員(平成17年1月31日まで)
臨時委員	黒田 壽二	金沢工業大学学園長・総長
	長田 豊臣	立命館総長・大学長
	南雲 光男	日本サービス・流通労働組合連合顧問
座長代理	濱田 道代	名古屋大学大学院法学研究科教授
専門委員	青木 昌彦	スタンフォード大学名誉教授
	有澤俊太郎	上越教育大学学校教育学部教授
	市古 夏生	お茶の水女子大学文教育学部教授
座長	伊藤 文雄	青山学院大学大学院国際マネジメント研究科長
	上野ひろ美	奈良教育大学理事(副学長)
座長代理	金子 元久	東京大学大学院教育学研究科教授(平成17年1月31日まで)
	杉山 武彦	一橋大学理事(副学長)
	菅野 和夫	前東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部長
	西本 武彦	早稲田大学副総長 常任理事
	山下 彰一	財団法人国際東アジア研究センター所長

* 役職は平成17年5月現在

* 臨時委員のうち、長田委員の発令日は平成17年4月18日

* 専門委員のうち、青木委員、菅野委員の発令日は平成15年11月26日、印の委員の発令日は平成16年10月25日

中央教育審議会大学分科会
大学院部会理工農系ワーキンググループ名簿

委員：平成 17 年 2 月 1 日発令
臨時委員：平成 13 年 5 月 14 日発令
専門委員：平成 13 年 7 月 16 日発令

座長	相澤 益男	東京工業大学長
委員	黒田 玲子	東京大学教授・総長特任補佐、総合科学技術会議議員
	野依 良治	独立行政法人理化学研究所理事長
臨時委員	天野 郁夫	独立行政法人国立大学財務・経営センター研究部長
	有信 睦弘	株式会社東芝執行役常務・研究開発センター所長
座長代理	荻上 紘一	独立行政法人大学評価・学位授与機構教授
	佐々木正峰	独立行政法人国立科学博物館館長
	長尾 真	独立行政法人情報通信研究機構理事長(平成 17 年 4 月 15 日まで)
専門委員	一井真比古	香川大学農学部長
	井上 明久	東北大学金属材料研究所長
	岩崎 正美	鳥取大学研究・国際交流担当理事
	植田 利久	慶應義塾大学理工学部教授
	小野田 武	日本大学総合科学研究所教授(平成 17 年 1 月 5 日まで)
	小平 桂一	総合研究大学院大学長
	清水 康敬	独立行政法人メディア教育開発センター理事長
	白井 克彦	早稲田大学総長
	武内 和彦	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
	谷村 秀彦	北九州市立大学大学院社会システム研究科長
	田村 武	京都大学大学院工学研究科教授
	長田 重一	大阪大学大学院生命機能研究科教授
	中村 健蔵	高エネルギー加速器研究機構研究主幹
東島 清	大阪大学大学院理学研究科教授	

* 役職は平成 17 年 5 月現在

* 臨時委員のうち、長尾委員の発令日は平成 13 年 7 月 16 日
佐々木委員の発令日は平成 15 年 11 月 26 日
有信委員の発令日は平成 17 年 4 月 18 日

* 専門委員のうち、小野田委員の発令日は平成 15 年 11 月 13 日
小平委員、白井委員の発令日は平成 15 年 11 月 26 日
印の委員の発令日は平成 16 年 10 月 25 日

中央教育審議会大学分科会大学院部会
医療系ワーキング・グループ委員名簿

臨時委員：平成13年5月14日発令

専門委員：平成13年7月16日発令

座長	井村 裕夫	財団法人先端医療振興財団理事長， 独立行政法人科学技術振興機構顧問
臨時委員	菱沼 典子	聖路加看護大学看護学部教授
専門委員	青木 一郎	横浜市立大学大学院医学研究科教授
	入来 篤史	独立行政法人理化学研究所脳科学総合研究センターチムリーダー
	笠原 忠	共立薬科大学薬学部教授
	鹿島 晴雄	慶應義塾大学医学部教授
	北村 聖	東京大学医学教育国際協力研究センター教授
	斎藤 隆史	北海道医療大学歯学部教授
	館 昭	桜美林大学大学院国際学研究科教授
	長野 哲雄	東京大学大学院薬学系研究科教授
座長代理	福田康一郎	千葉大学大学院医学研究院教授
	丸山 仁司	国際医療福祉大学保健学部理学療法学科長
	南 砂	読売新聞東京本社編集局解説部次長

* 役職は平成17年5月現在

* 臨時委員のうち，菱沼委員の発令日は平成17年4月18日

* 専門委員のうち，印の委員の発令日は平成16年10月25日

大学院部会のこれまでの審議経過

中央教育審議会大学分科会大学院部会

第17回 平成15年12月 9日(火)

- (1) 部会長の選任等
- (2) 自由討議

第18回 平成16年 4月28日(水)

- (1) 大学院の教育研究活動の状況について
- (2) 今後の審議の進め方について

第19回 平成16年 5月21日(金)

- (1) 産業界などからのヒアリング
- (2) 審議するべき事項の整理

第20回 平成16年 6月 4日(金)

- (1) 大学院をめぐる動向(今後の議論に向けた共通理解事項)

第21回 平成16年 6月22日(火)

- (1)(人社系を中心として)大学関係者からのヒアリング
- (2) 大学院をめぐる動向(今後の議論に向けた共通理解事項)

第22回 平成16年 7月 8日(木)

- (1) 大学院の教育・研究機能の基本的整理

第23回 平成16年 7月30日(金)

- (1) 諸外国の大学院の教育研究指導に関するヒアリング
- (2) 大学院の教育・研究機能の基本的整理
- (3) 学位授与
- (4) 審議の概要(案)

第24回 平成16年 8月 5日(木)

- (1) 審議の概要(案)

第25回 平成16年 8月12日(木)

- (1) 審議の概要(案)
- (2) 今後の進め方(案)
- (3) WGの設置について(案)

第26回 平成16年10月19日

- (1) 各WGにおいて審議すべき事項の報告・審議
- (2) 大学院評価

第27回 平成16年11月15日

- (1) 各WGから審議状況の報告・審議
- (2) 大学院評価の論点整理
- (3) その他重要事項の審議

第28回 平成16年12月22日

- (1) 各WGから審議状況の報告・審議
- (2) 大学院評価の論点整理
- (3) その他重要事項の審議

第29回 平成17年1月20日

- (1) 各WGから審議状況の報告・審議
- (2) 競争的環境の中で教育研究拠点の育成（ポストCOEの検討）

第30回 平成17年3月28日

- (1) 学位授与に関する整理
- (2) 中間報告（骨子案）の審議

第31回 平成17年4月14日

- (1) 中間報告（案）の審議
- (2) 各WGから審議状況の取りまとめの報告

第32回 平成17年5月12日

- (1) 中間報告（案）の審議